

第4次佐賀県男女共同参画基本計画

～ すべての人が自分らしく豊かに生きるために ～



平成28年3月

目 次

第1部 基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	3
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4
5 計画の基本理念	4
第2部 計画策定の背景	7
1 世界（国際連合）の動き	7
2 国の動き	8
3 佐賀県の動き	9
4 男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と県民の意識の変化	11
第3部 計画の内容	17
1 計画体系	17
2 数値目標	18
3 計画の基本方向	19
4 8つの重点目標	19
（基本方向 1）男女共同参画推進の基盤づくり	22
重点目標（1）男女共同参画の意識の形成	22
重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成	25
（基本方向 2）安全・安心に暮らすことができる社会づくり	27
重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶	27
重点目標（4）生涯を通じた男女の健康支援	31
重点目標（5）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	34
（基本方向 3）女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	39
重点目標（6）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	39
重点目標（7）政策・方針決定過程への女性の参画の推進	42
重点目標（8）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	45
第4部 推進体制	51
1 県における推進体制の強化	51
2 市町との連携強化	52
3 事業所、CSO等との協働強化	52

4 国、都道府県との連携強化	53
----------------	----

参考資料 55

社会経済情勢の変化

1 少子・高齢・人口減少社会の進展（図表 1・2・3）	55
2 家庭形態の変化（図表 4）	56
3 地域社会の変化（図表 5）	57
4 就業構造の変化（図表 6・7・8・9・10）	57
5 暴力の多様化（図表 11）	60

県民意識の変化

1 結婚・家庭について（図表 12・13）	60
2 子育てと教育について（図表 14）	61
3 職業について（図表 15・16・17）	62
4 男女の人権等について（図表 18・19・20・21）	64
5 県立男女共同参画センター「アバンセ」について（図表 22・23・24）	67
6 男女共同参画社会について（図表 25・26・27・28・29）	69

附属資料

1 男女共同参画社会基本法	73
2 佐賀県男女共同参画推進条例	77
3 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）	80
3 佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿	84
4 第4次佐賀県男女共同参画基本計画策定の経過	85
5 男女共同参画基本計画基本方向の推移	86

第1部

基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の基本理念

第1部 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）です。

「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定されてから、16年が経過し、本県においては、男女共同参画社会の実現のため、平成13年3月に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、同年10月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定、市町においては、県内20市町すべてにおいて男女共同参画基本計画が策定されるなど、積極的な施策を展開してきました。

具体的な取組としては、男女共同参画基本計画に関する講演会、女性のエンパワーメント支援についてのワークショップ等を県内各地域で開催し、男女共同参画推進リーダーの育成を図ることで、県民の男女共同参画の意識が高まりました。

また、企業における男性労働者の育児休業取得を促進するため、「子育てパパの応援企業奨励金」制度を実施したところ、平成28年2月末現在で、17件の申請があり、男性の育児休業の取得につながりました。

さらに、女性が能力や感性を發揮し、生き生きと働き続けることができる社会づくりを目的に、平成26年1月に設置された「女性の活躍推進佐賀県会議」が中心となって、女性の管理職の数や比率についての宣言を各事業所に促す活動をした結果、平成28年2月末現在35事業所から宣言があり、女性が活躍しやすい職場環境の整備の必要性に対する理解が高まりつつあります。

また、県内事業所に専門家を派遣して、子育てしやすい職場環境づくりのお手伝いをする「パパママ“ファイティン”サポート事業」を実施しました。

このような取組を通じて、企業・労働者双方の労働時間短縮の取組や育児・介護休業等の取得促進に対する意識が高まりつつありますが、総実労働時間や年次有給休暇取得率*が全国平均から見ると下位グループにあり、更なる意識の醸成が必要です。

また、政策参画セミナーや起業セミナー、市町審議会委員への女性登用の働きかけ等により、男女共同参画意識の向上と女性活躍の気運は醸成されつつありますが、市町審議会の女性委員の登用が進んでいません。

一方、社会情勢については、男女間の賃金格差や女性の非正規雇用割合の高さといった課題がある中で、「女性の貧困」が顕在化し、DV被害者や母子世帯、高齢単身女性などは相対的貧困率（可処分所得が中央値の50%未満の人の比率）が高くなっていました。

また、日本は平成20年から人口減少に転じていますが、今後、人口減少はさらに加速することが予測され、経済活動の低下や過疎化の進行など、地域の活力が低下していくことが懸念されます。特に佐賀県では、少子化はやや緩やかですが、高齢化は全国より早く進展しており、全国を上回るペースで人口減少が進んでいます。こうした人口減少の進展などに的確に対応し、将来にわたり活力を維持していくために、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

さらに、核家族化の進行、共働き世帯の増加、未婚・離婚などによる単身世帯の増加など家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進んでおり、社会の持続可能性の確保が難しい状況となっています。

一方で、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」）は根強く残っています。性別役割分担意識が原因となり、男性が育児など家庭生活・地域生活に積極的に関わることを望んでも、その実現が困難になっています。また、性別役割分担意識が男性の負担となり、過重労働や自殺など男性を追い詰めることがあります。その結果、女性に育児・家事等の負担が大きく課せられてしまい、第2子以降の出生に影響があることも否めません。

このようなことから、性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の実現、ダイバーシティ*（多様性）の推進により、持続可能な社会を目指すことが社会的要請となっています。こうした取組は、M字カーブ*問題の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画を進める上で重要であるとともに、男性もより暮らしやすくなることにつながるのです。

昨今、深刻な社会問題となっている配偶者等からの暴力（DV {ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）}）は、被害者本人はもちろんのこと、同居する子どもにとっても、著しい心理的外傷を受ける重大な人権侵害であるため、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める上で克服すべき課題です。

このように、男女共同参画社会の形成は、すべての人々にとって、自分らしく生きることができ、多様性に富んだ豊かで活力のある社会、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」を目指すことであり、人口減少が進む中、将来にわたって活力ある佐賀県を維持するためにも重要なものといえます。

第4次佐賀県男女共同参画基本計画は、こうした観点から、副題を「すべての人が自分らしく豊かに生きるために」とし、社会の変化を考慮しながら、佐賀県における男女共同参画社会を実現するための施策を、総合的、体系的に整理し、推進するために策定しました。

- * 年次有給休暇取得率・・・事業者が付与した年次有給休暇日数のうち、労働者が取得した日数の割合のこと。（取得日数計／付与日数計×100（%））
- * ワーク・ライフ・バランス・・・男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、県民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。
- * ダイバーシティ・・・人間は人種や性別、年齢、身体障害の有無などの外見的な違いだけでなく、宗教や価値観、社会的背景、生き方、考え方など個々の「違い」を受け入れ、認め、活かしていくこと。
- * M字カーブ・・・日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

2 計画の構成

基本計画では、男女共同参画社会の形成の促進に関し、総合的で長期的に講ずべき施策の大綱として、第1部において、基本計画策定の趣旨、構成、第2部において、基本計画策定の背景である、これまでの県の取組の成果、社会経済情勢の変化と今後の取組の視点、第3部において、基本方向、重点目標、施策の方向、具体的な施策を示しました。

また、上記施策を総合的で計画的に推進するために必要な推進体制として、第4部において、市町、関係機関・団体との連携強化について示しました。

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011－2015）の5年間の成果と新たに取り組むべき課題について、「佐賀県男女共同参画推進審議会」での審議をもとに県民の皆さんの御意見を参考にして策定しました。

本計画は、県における男女共同参画社会形成のための基本指針であり、県が策定した他の計画や指針との整合性を図りながら、県行政の各分野における男女共同参画に関する施策を総合的で計画的に推進しようとするものです。

また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、都道府県に対し、その区域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）を定めることが、努力義務とされたことから、本計画の基本方向3「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」を女性活躍推進法における推進計画に位置付けています。

本計画の推進にあたっては、市町との連携はもとより、事業所やC S O*（市民社会組織）など多様な主体と連携、協働して取り組んでいくための共通の指針となるものです。

* C S O・・・Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではN P O法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、P T Aといった組織・団体も含めて、「C S O」と呼称。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年（2016）年度から32年度（2020）年度までの5年間です。

ただし、国内外の動向や男女共同参画に関する社会経済状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

5 計画の基本理念

この計画の基本理念は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条まで及び佐賀県男女共同参画推進条例第3条に定められたとおりです。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考えることが必要です。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保することが必要です。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすることが必要です。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組むことが必要です。

第2部

計画策定の背景

- 1 世界（国際連合）の動き
- 2 国の動き
- 3 佐賀県の動き
- 4 男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と県民の意識の変化

第2部 計画策定の背景

1 世界（国際連合）の動き

- 昭和 50（1975）年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第 1 回世界女性会議）で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められました。
- 昭和 54（1979）年、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。これは、「国連婦人の十年」の最大の成果と評価されています。
- 平成 7（1995）年、北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急で集中的な行動が要求されました。
- 平成 12（2000）年 6 月にニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた 21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「更なる行動と発議（イニシアティブ）」に関する文書（成果文書）が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
- 平成 22（2010）年 3 月、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+ 15」）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」、「北京+ 10 宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。
- 平成 26（2014）3 月、第 58 回国連婦人の地域委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
- 平成 27 年（2015）3 月、第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+ 20）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、

2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。

- 平成27年（2015）3月、第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され、「仙台防災枠組2015－2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（利害関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」など日本から提案した考え方が取り入れられました。

2 国の動き

- 昭和55（1980）年、「女子差別撤廃条約」に署名しました。
- 昭和60（1985）年6月、世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。また、「国籍法」の改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定及び「労働基準法」の改正等が実現しました。
- 平成11（1999）年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。
- 平成12（2000）年12月、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成13（2001）年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。
- 平成15（2003）年7月、「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。
- 平成16（2004）年12月、「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
- 平成17（2005）年12月、「男女共同参画基本計画」が改定されました。
- 平成19（2007）年4月、男女雇用機会均等法が改正され、女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになりました。

- 平成 20（2008）年 1 月、「DV 防止法」が改正されました。
- 平成 21（2009）年 6 月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。
- 平成 22（2010）年 12 月、第 3 次男女共同参画基本計画が策定されました。
- 平成 25（2013）年 6 月、「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。
- 平成 25（2013）年 12 月、「DV 防止法」が改正されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。
- 平成 26（2014）年 9 月、東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（World Assembly for Women in Tokyo）が開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。
- 平成 26（2014）年 10 月、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。
- 平成 27（2015）年 9 月、女性活躍推進法が公布されました。
- 平成 27（2015）年 12 月、第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。

3 佐賀県の動き

- 昭和 60（1985）年 3 月、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を参考に、「80 年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」を策定しました。
- 平成 2（1990）年 2 月、佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン 21」を策定しました。これは、平成元（1989）年に実施した県民意識調査を参考にしたものです。
- 平成 7（1995）年 3 月、「さが女性プラン 21」で推進項目に掲げていた佐賀県立女性センター「アバンセ」が開館しました。
- 平成 13（2001）年 3 月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女

共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、11の重点目標と69の推進項目を掲げ、平成22（2010）年度までの10年間に、男女共同参画に関する施策を総合的に推進することになりました。

- 平成13（2001）年10月、「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行し男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことになりました。
- 平成14（2002）年4月、「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づき、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受け付け、男女共同参画に関する普及啓発活動などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」を配置しました。男女共同参画推進員の経験を契機として、女性の相談を受け付ける団体が設立されるなど、県内において、男女共同参画を推進する団体が増えてきました。
- 平成14（2002）年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援を強化しました。
- 平成16（2004）年4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を全国で初めての取組として、県立女性センター内に設置しました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関、団体の連携強化を図っています。
- 平成17（2005）年10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組を推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設しました。
- 平成18（2006）年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定しました。
- 平成18（2006）年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定しました。
- 平成21（2009）年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定しました。また、「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」に名称変更しました。
- 平成23（2011）年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011 - 2015）を策定しました。

- 平成 25（2013）年 8 月、「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」（2013 - 2016）を策定しました。
- 平成 26（2014）年 1 月、女性が能力や感性を發揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として、「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。
- 平成 26（2014）年 3 月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定しました。性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等を新たに加えました。
- 平成 28（2016）年 3 月、「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。（「佐賀県女性活躍推進計画」含む。）

4 男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と県民の意識の変化

（1）社会経済情勢の変化

①少子・高齢・人口減少社会の進展

佐賀県の人口は、平成 22 年現在約 85 万人ですが、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口予測では、平成 52 年には約 68 万人まで減少すると見込まれています。その間、老年人口（65 歳以上人口）割合は 24.6%から 35.5%に上昇し、年少人口（0～14 歳人口）割合は 14.5%から 11.6%に下降すると予想され、本県でも、人口減少に加えて、少子高齢化が進展しています。

合計特殊出生率をみても、本県は、平成 26 年は 1.63 で全国の 1.42 を上回ってはいるものの、ここ数年横ばい状態が続いています。

平均寿命は女性が男性より長いことから、高齢者全体に占める女性の割合は高齢になるほど高くなっており、高齢者の一人世帯は、女性も男性も年々増加しています。

②家族形態の変化

本県の 1 世帯当たりの家族数は年々減少しており、平成 22 年の国勢調査によると、2.80 人と、全国の 2.42 人より上回っているものの、3 人を下回っており、平成 17 年からの 5 年間で三世帯世帯の割合は 2.5 ポイント減少し、単独世帯は 1.9 ポイント増加しています。単身世帯、夫婦のみ世帯、一人親と子どもの世帯等が増加し、家族形態の多様化が進んでいます。

③地域社会の変化

地域社会においては、個人の生き方や家族形態の多様化のなかで、地域への帰属意識の希薄化がみられますが、一方で、地域の活性化や課題へのきめ細かい対応のため、公共サービスにおける地域の人々の主体的な参加と行政との協働による取り組みが進められており、こうした取り組みの主たる担い手であるNPO法人数は着実に増加しています。平成26年度末現在367団体に達し、活動分野は、保健・医療・福祉、子どもの健全教育、まちづくり等が多くなっています。

④就業構造の変化

佐賀県の平成24年の有業者数は424,400人（平成24年就業構造基本調査）で、このうち女性は194,100人（45.7%）となっています。また、労働者一人当たり年間総実労働時間は、本県では平成26年は1,877時間と、ここ数年減少傾向にあります。全国との比較では、90時間近く本県の労働時間が長く、この傾向はここ10年以上続いています。

女性の年齢階級別有業率は、出産・育児期の30代前半で低くなり、その後再び上昇する「M字カーブ」を描いていますが、M字の底は上昇傾向にあります。また、佐賀県の女性は、15～19歳層を除いたすべての年齢層で全国より有業率が高く、特に出産・子育て期の有業率の落ち込みが小さくなっています。

一方、非正規雇用者のうち女性が71.2%を占めており、女性の給与水準が男性を100とした場合63.7となっています。

共働き世帯の割合は全国8位と高く、保育所等入所児童数は平成27年には22,023人と、ここ10年以上右肩上がり増加しており、女性の就業者は増加しています。

このような中、人々の意識の変化等により、少しずつ男性が育児や介護など家事に関わる割合も増えてきていますが、主な担い手は女性という状況は依然として続いています。

⑤暴力の多様化

DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会づくりを阻害する大きな要因となっています。

被害者の多くは女性ですが、子どもが被害者となることも多く、昨今、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態は多様化してきています。

DVに関しては、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、ここ数年で低減していますが、平成26年度は1,200件を超えている状況です。また、DVに限らず、被害の多くは、依然として潜在化している状況があり、多くの被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれている状況が多くみられます。

（2）県民の意識の変化

平成26年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」結果から、以下のような項目について、意識の特徴や変化がうかがえました。

①結婚・家庭について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識については、「反対派」(62.9%)が「賛成派」(33.2%)を上回っており、3人に2人は、性別役割分担意識に否定的です。全国調査と比較すると、反対派は、全国調査の49.4%より13.5ポイント高く、賛成派は、全国調査の44.6%より11.4ポイント低く、佐賀県の方が全国より性別役割分担意識に否定的な人の割合が高くなっています。

前回調査（平成21年度）と比較すると、女性は、「反対派」は0.8ポイント増加、「賛成派」は4.0ポイント減少しており、性別役割分担意識に肯定的な人が減少しています。

一方、男性は、「反対派」は0.6ポイント減少、「賛成派」も0.5ポイント減少していますが、前回からほとんど変化が見られず、特に男性において性別役割分担意識が根強い状況にあるといえます。

②子育てと教育について

女の子の進学目標を大卒以上とする人が61.7%と6割を超え、前回調査（55.8%）と比較すると、5.9ポイント増加しています。

一方、男の子に対しては、82.9%と前回調査（85.4%）同様、8割以上が大卒以上の学歴を希望しています。

前回調査結果では、大卒以上の希望は、女の子が55.8%、男の子が85.4%と29.6ポイントの開きがある中で、今回の調査で、女の子と男の子との差は8.4ポイント減少しており、女の子への高学歴志向が高まっていますが、依然、男の子より低い状況にあります。

③職業について

女性の就業について、「子どもができたなら中断し、手がかからなくなって再び持つ方がよい」という出産・育児中断型を支持する人は約5割（48.2%）で、最も多く、出産・育児のために職業を中断した方がよいと思う人は2人に1人という結果となりました。

次いで「ずっと職業を持っている方がよい」という就業継続型を支持する人が4割弱（37.1%）となっており、前回調査の30.0%より7.1ポイント高くなっており、職業継続志向が高まっている傾向がうかがえます。

男女別にみると、「ずっと職業を持っている方がよい」は女性が40.2%と男性より6.2ポイント高く、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」は男性が51.5%と女性より5.5ポイント高くなっています。

女性が継続して職業を持たない方がよいと思う理由をみると、「育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でないから」が37.3%と最も高く、次いで「現在ある仕事と家庭が両立できるための制度だけでは不十分だから」が35.0%となっており、女性が仕事を継続する環境が不十分であることがうかがえます。

女性が結婚後、出産後も退職せずに働き続けることに必要だと思うことについては、「配偶者の理解や家事・育児などへの協力」が60.1%と最も高くとなっており、5人に3人は配偶者の協力が不可欠だと思っています。

④女性の人権等について

配偶者や恋人から「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」（精神的暴力）が最も多く、女性23.9%、男性10.3%となっており、また、配偶者や恋人からの暴力を受けた割合は、すべての項目で男性より女性が高くなっています。

配偶者や恋人からの暴力を受けたとき、相談している人は21.4%と全体の1/5にとどまっています。

相談した人のうち、その相談相手は「友人」43.7%、次いで「家族」35.2%で、公的な機関（警察・病院・市町窓口など）への相談は、各機関とも5%以下と少なくなっています。

被害が公的相談窓口につながっているケースはごく一部で、多くが潜在化していることがうかがえます。

男女間における暴力をなくすためにはどうしたらよいと思うかについては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口の増設」が68.2%と最も高くなっており、3人に2人が相談窓口の増設を望んでいます。

⑤県立男女共同参画センター「アバンセ」について

アバンセの利用状況について、4人に1人が利用経験者（24.9%）となっています。

一方、「知っているが利用したことがない」人が半数弱（47.8%）、「知らない」と答えた人が約4人に1人（25.3%）でした。

アバンセの利用目的について、「自らのグループの活動（会議開催など）」が27.2%と最も高く、次いで「生涯学習に関するセミナー・講演会への参加」が22.8%、「図書・資料の閲覧」が12.9%、「男女共同参画に関するセミナー・講演会への参加」が9.9%の順となっています。

過去の調査結果と比べると、「生涯学習に関するセミナー・講演会への参加」が調査年ごとに減少傾向にあり、前回調査より2.3ポイント減少しています。（16年度：34.6%、21年度：25.1%、26年度：22.8%）「図書・資料の閲覧」も減少傾向にあります。（16年度：26.6%、21年度21.1%、26年度：12.9%）

アバンセに期待する役割として、「各種セミナーや講演会などの開催」が38.9%と最も高く、次いで「地域に出向いて行うセミナー、講演会などの開催」が36.1%、「男女共同参画についての必要な情報の収集と提供」が33.1%となっています。

今回の調査から選択肢に追加した「女性の再就職やキャリアアップなどを支援するための開催」が29.6%となっています。

⑦男女共同参画社会について

男女共同参画社会の実現へ向けての関連用語認知状況について、最も認知しているとの回答が多かったのは「男女雇用機会均等法」（75.1%）、次いで「DV防止法」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）（69.7%）となっています。これらについてはある程度認知されていますが、以下「男女共同参画社会基本法」（34.1%）、「ジェンダー」（28.8%）と落ち込み、「ワーク・ライフ・バランス」（23.1%）、「佐賀県男女共同参画推進条例」（22.0%）等、認知状況が3割に満たないものが多くなっています。

各分野での男女の地位の平等感について、「男性優遇（計）」（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合は「政治の場」が76.1%と最も高く、「社会通念・慣習・しきたりなど」が73.4%、「職場」が68.3%と7割近くになっています。

「平等」の割合が高かったのは、「学校教育の場」が63.9%と6割を超え、次いで「法律や制度の上」が36.0%、「地域活動・社会活動の場」が31.9%、「家庭生活」が27.1%の順となっています。

「女性優遇（計）」（「女性が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）の割合は「家庭生活」が最も高いですが、10.5%と1割程度となっており、男女の地位の不平等感がうかがえます。

あらゆる分野でもっと平等になるために最も重要だと思うことについては、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」が29.3%と最も高く、「女性の就業、社会参加を支援する体制・施策やサービスの充実を図る」が18.7%、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど積極的に能力の向上を図る」が18.4%となっている。

政治や行政、企業などの様々な分野において、管理職等への登用など企画や方針決定に女性の参画が少ない理由については、「男性優位の組織運営」が54.0%と最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めよう意識する人が少ない」が42.0%、「家庭・職場・地域での性別役割分担や性差別的な意識や慣行」が40.2%、「企業経営者や団体・機関等トップの意識の欠如」が33.3%と続きます。

県や市町の行政機関が男女共同参画社会づくりのためにすべきと思うことについては、「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」が48.3%と最も高く、次いで「各種団体や地域で活躍する女性リーダーの育成」が41.9%となっています。

男女別にみると、女性では「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」が54.0%と男性より10.7ポイント高くなっており、男性では「各種団体や地域で活躍する女性リーダーの育成」が48.5%と女性より10.9ポイント高くなっています。

（3）総括

平成12年に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから、15年が経過し、本県においては、平成13年に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定後、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、積極的な施策の展開を図ってきました。

その間、「県の審議会等における女性委員の割合」は、平成21年度末に40.6%だったものが、平成26年度末で42.4%となり、また、市町においても、平成23年度には、県内20市町すべてにおいて、男女共同参画基本計画が策定されました。また、平成26年度にはDV被害者支援基本計画が策定されるなど、男女共同参画は緩やかにではありますが、進んできています。

しかしながら、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分担の考えに同意する人の割合は、ここ10年で大きな変化がみられず、男女共同参画が必ずしも十分に進まなかったことも否定できません。

その主な理由としては、次の三つが考えられます。

一つ目は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は今なお根強く、特に男性においてその傾向が顕著で、家事や育児、家族の介護等の多くを女性が担っています。男性の家事・育児・介護等への参画を促進するためにも、男性の意識改革が必要です。

二つ目に、女性の活躍が、企業等にとっての利益や経済・地域社会の活性化につながるという認識が定着していないことです。人口減少に伴い、女性の活躍推進は喫緊の課題ですが、政治分野、行政分野、経済分野における女性の役員・管理職に占める割合は低い状態が続いています。これは、経営者等に、経済分野では、懸念される労働力不足問題や消費者ニーズの多様化への対応といったこと、また、政治、行政分野では、多様な人材の能力活用等の観点から重要な担い手であるといったことなど、女性活躍の認識を深めてもらうための働きかけが十分ではなかったからといえます。また、あわせて、女性自身の意識・行動改革が必要です。

三つ目は、「ワーク・ライフ・バランス」が実現できるような環境整備についての取組が不十分であったことです。例えば、年次有給休暇取得率は低く、労働時間は長いなど、仕事と家庭・地域生活との両立が容易ではない現状があります。

女性が活躍する社会は、男性も女性もともに暮らしやすい社会、「男女共同参画社会」の実現につながります。

今後、人口減少や高齢化といった大きな課題に対応しながら、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」の実現を確実なものにしていくため、県・市町・関係機関や団体等と連携し、女性が家庭・地域・職場等あらゆる場で能力を発揮できる環境整備を進めていくことが必要です。

第3部

計画の内容

- 1 計画体系
- 2 数値目標
- 3 計画の基本方向
- 4 8つの重点目標

(基本方向1)男女共同参画推進の基盤づくり

(基本方向2)安全・安心に暮らすことができる社会づくり

(基本方向3)女性が活躍し、男女がともに参画する
社会づくり

第3部 計画の内容

1 計画体系

（基本方向1）男女共同参画推進の基盤づくり

- 重点目標（1）男女共同参画の意識の形成
- 重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成

（基本方向2）安全・安心に暮らすことができる社会づくり

- 重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶
- 重点目標（4）生涯を通じた男女の健康支援
- 重点目標（5）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

（基本方向3）女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

- 重点目標（6）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革
- 重点目標（7）政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 重点目標（8）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

2 数値目標

基本方向 － 重点目標	数値目標名（担当課）	現況	平成32年度 までの 数値目標
		平成26年度	
1-(1)	性別によって役割を固定する考え方に同意する県民の割合（男女参画・県民協働課）	男性)37.2% 女性)29.7%	30%未満
2-(3)	DV予防教育等講師養成講座受講者数（累計） （男女参画・県民協働課）	6人	45人
2-(4)	性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践する学校の割合（学校教育課保健体育室）	100%	100%
2-(5)	* 児童扶養手当全部支給者の割合（母子保健福祉課）	49%	43%
2-(5)	生活困窮者自立支援法に基づき作成したプランの目標達成者の割合（地域福祉課）	－	30%
2-(5)	* 生活支援コーディネーター配置数（長寿社会課）	8人	62人 （H30年度）
2-(5)	365日対応できる障害者のための総合相談窓口の整備数（障害福祉課）	9箇所	12箇所
3-(6)	女性の活躍推進佐賀県会議会員登録数 （男女参画・県民協働課）	60事業所	120事業所
3-(7)	市町の審議会等における女性委員の割合の平均 （男女参画・県民協働課）	25.3%	30%以上
3-(8)	年次有給休暇の取得率（雇用労働課）	41.7%	70%
3-(8)	法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数（雇用労働課）	18事業所	70事業所
3-(8)	子育て応援宣言事業所登録数（こども未来課）	273事業所	470事業所

* 生活支援コーディネーター・・・ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体をコーディネートし、高齢者のための生活支援サービスの提供体制を整備するため、各市町村及び日常県域単位で設置。

* 児童扶養手当全部支給者・・・児童扶養手当は、18歳までの子どもがいるひとり親家庭の親に対して支給される手当。所得制限により一定額を下回る所得の方には、全額が支給（児童扶養手当全部支給者）されるが、その額を上回る場合は、所得額に応じて段階的に減額（一部支給者・全部支給停止者）される。

3 計画の基本方向

計画の基本理念を考慮した施策を推進していく上での基本方向については、第1に、「男女共同参画推進の基盤づくり」、第2に「安全・安心に暮らすことができる社会づくり」、第3に「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」について示し、そこに8つの重点目標を掲げて、取組を進めていきます。

4 8つの重点目標

計画の基本目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、3つの基本方向の下に、以下の8つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会の実現を進めていきます。

重点目標（1）男女共同参画の意識の形成

「男女共同参画」とは、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すものであり、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという考え方が必要です。

男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず、あらゆる人々にとって、それぞれの能力を活かすことができる暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、広報・啓発活動を積極的に展開します。

重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。そこで、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を実施することが必要です。

家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかに成長するよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めていきます。

重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶

DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害です。にもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分でないため、人権尊重意識や男女共同参画の意識を高めるための啓発が必要です。

学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女を問わず暴力を許さない社会の意識啓発に努めます。

また、関係機関の連携強化を図り、被害者の安心・安全に配慮した保護や自立支援を行って

いきます。

重点目標（４）生涯を通じた男女の健康支援

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」*（性と生殖に関する健康と権利）の概念が普及しておらず、女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性が認識されていません。そのため、女性の心身に大きな負担を及ぼすにもかかわらず、望まない妊娠や出産、または人工妊娠中絶をしている場合があります。

男女によって発症頻度が異なる病気があるなど、男女の性差をお互いが十分に理解し合い、人権を尊重しながら、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進します。

* リプロダクティブ・ヘルス／ライツ・・・リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

重点目標（５）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、市町ほか関係機関・団体と連携しながら取組を進めます。

重点目標（６）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていく必要があります。

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション*（積極的改善措置）の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、就業継続の支援に積極的に取り組みます。

また、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進めます。

* ポジティブ・アクション・・・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照。）

重点目標（7）政策・方針決定過程への女性の参画の推進

あらゆる場面において、男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジティブ・アクションに対する理解不足、性別役割分担意識が、政策・方針決定過程への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との国の目標を念頭に置き、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・団体等へ働きかけます。また、女性自身の意識・行動改革を進めます。

重点目標（8）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、本県の地域社会・経済の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要です。

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めていきます。

（基本方向1）男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標（1）男女共同参画の意識の形成

（現状と課題）

- ①「男女共同参画」とは、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すものであり、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという考え方が必要です。
- ②しかしながら、「男女共同参画」の本質、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことである」という認識が十分広がっていません。
- ③「男女共同参画」を女性の問題としてしか捉えられていないことも多く、あらゆる人々の問題、「自分の問題」という認識が十分とは言えません。また、女性への負担がより重く、働きながら子どもを産み育てること、親等を介護することに対する、職場の男性の理解も十分とは言えません。
- ④家事や育児・介護に積極的に参加する男性が増え、男女共同参画の考え方が徐々に浸透しつつあるものの、中高年世代の理解が進んでいないなど、世代によって意識に差があります。
- ⑤このため、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという「男女共同参画」の認識が十分広がっておらず、固定的な性別役割分担意識が根強くあることから、継続した啓発が必要です。
- ⑥住民の生活の身近にある自治会等では、女性会長や女性役員等の数が少ない状況が続いています。市町においては、引き続き、自治会等の住民の身近にある場での男女共同参画の取り組みが必要です。
- ⑦メディアやインターネットで発信される情報の中には、性・暴力表現など、女性や子どもの人権を侵害するものも見受けられるため、男女共同参画の視点に立った表現の促進が求められます。
- ⑧女性活躍推進法に基づき、県は特定事業主行動計画を策定することが必要です。
- ⑨県内では、全市町が男女共同参画社会基本法に基づく基本計画を策定済みであり、全国に比べて

進んでいる反面、推進条例が制定された市町は、わずか2市（10%）という状況です。今後、条例制定を進めることで、より参画意識の高まりが期待されます。

（施策の方向）

- ①男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず、あらゆる人々にとって、それぞれの能力を活かすことができる暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、広報・啓発活動を積極的に展開します。

（具体的な施策）

- ①男女共同参画が必要であることを、あらゆる人々が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信・意識啓発を進めます。【男女参画・県民協働課、まなび課、危機管理・広報課】
- ②県立男女共同参画センターを拠点とし、市町や県男女共同参画推進連携会議、女性の活躍推進佐賀県会議と連携しながら、男女共同参画ネットワークなどCSOに対し、必要な情報や学習機会を提供するとともに、県内の企業、事業所、教育機関など様々な分野、地域での、きめ細やかな普及・啓発が行われるように努めます。【男女参画・県民協働課】
- ③男性にとっても、男女共同参画社会の実現は重要であり、男女共同参画社会を実現してこそ、より暮らしやすい社会となることへの理解を深めるとともに、男性の家庭、地域、職場などあらゆる場面で意識改革を進め、特に中高年を対象にした啓発事業を進めます。【男女参画・県民協働課】
- ④男女共同参画の現状や意識などに関する実態を把握し、その公表を行ったり、県が作成する広報・出版物などにおいても、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うとともに、市町等に対し、公的広報ガイドラインを周知します。【男女参画・県民協働課、危機管理・広報課】
- ⑤メディアの表現の自由に配慮しながら、男女共同参画の視点に立った情報発信の必要性を事業者に啓発し、メディアの自主的な取組を促します。【男女参画・県民協働課】
- ⑥男女共同参画社会実現推進の牽引役である県は、庁内における男女共同参画を推進し、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」及び「同計画ガイドライン」の着実な推進を図ります。【男女参画・県民協働課、職員課】
- ⑦女性活躍推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の策定及び着実な推進を図ります。【職員課】
- ⑧県は、市町に対し、男女共同参画意識の高まりを目指し、地域の実情に応じた男女共同参画

を総合的で計画的に推進するための市町男女共同参画推進条例が市町において策定されるよう働きかけます。【男女参画・県民協働課】

重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成

（現状と課題）

- ①男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。そこで、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を実施することが必要です。
- ②アンケートでは、女の子らしく、男の子らしく育てるしつけや教育が必要という意見が多数あり、また男子の方に高等教育を望む声も多いなどの調査結果が出ています。一般論としては固定的な性別役割分担意識が根強く、いわゆる総論賛成、各論反対的な考え方がみられます。
- ③家庭や学校、地域においては、無意識のうちに、子どもたちに固定的な性別役割分担意識を植え付けてしまう可能性があることを、すべての大人が認識し、男女共同参画について正しく理解することが必要です。
- ④学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発と理解促進を図る取組に努めるとともに、男女の人権や相互協力についての理解促進を図ることが必要です。
- ⑤より教育効果の高い、分かりやすい教材づくりや指導方法等の充実が求められています。
- ⑥インターネットや携帯電話など情報通信機器の普及による有害情報の氾濫により、青少年を取り巻く環境は悪化しています。また、こうした情報通信機器を介した新たな暴力の発生や誤った情報なども氾濫しています。小・中・高校における発達段階に応じた性に関する指導・人権教育やそれに伴う教職員や保護者等への効果的な啓発を行い、社会全般の認識を向上させることが必要です。

（施策の方向）

- ①家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めます。また、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかに成長するとともに、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めていきます。

（具体的な施策）

- ①保育所・幼稚園における幼少期からの男女共同参画の視点での保育を促進します。【こども未来課、学校教育課、まなび課】
- ②小学校・中学校・高等学校等において、男女の人権尊重、DVに関する知識、相互理解と協力の重要性、健康教育・性に関する指導などについて、子どもの発達段階に応じた適切な教材や指導方法等の充実を図ります。また、性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力に応じ、主体的に進路を選択できる、生涯を見通した総合的なキャリア教育や進路指導を推進します。【男女参画・県民協働課、学校教育課、学校教育課（体育保健室）、教職員課】
- ③男女共同参画の視点を考慮したキャリア教育を含む、県民一人ひとりが学び続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運をさらに醸成します。【まなび課】
- ④既存の青少年関係団体だけでなく、CSOとの協働を進め、子ども・若者育成支援運動を各層に広げます。【こども未来課】
- ⑤男女共同参画の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消のために、教職員を対象とした研修及び啓発推進の指導者育成等の取組を促進します。【こども未来課、まなび課、学校教育課（人権・同和教育室）、教職員課、教育センター】
- ⑥幼稚園新規採用職員に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、使命感と実践的指導力を身につけさせるとともに、人権意識を高める中で、男女共同参画の在り方についての理解を深めます。【学校教育課】
- ⑦幼児を理解する中で、男女差別につながる言動をいち早く察知し適切な指導を行ったり、男女で仲良く活動する中でその心地よさを経験させるなど、保育所や園での生活そのものが男女共同参画の学習機会となるような学級運営の在り方について理解を深めます。【学校教育課】
- ⑧ICT機器、情報伝達手段の進化を考慮し、児童生徒及び青少年や保護者・地域に対して、様々な機会を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めます。また、有害な社会環境の点検と改善を図るとともに、インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組を行います。【こども未来課、まなび課、学校教育課】

（基本方向 2）安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶

（現状と課題）

- ①DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害です。にもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分でないため、人権尊重意識や男女共同参画の意識を高めるための啓発が必要です。
- ②DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、経済・社会的暴力も含まれるという認識がまだ十分広がっていません。
- ③男女間のあらゆる暴力という言い方によって、少数の男性被害者にも等しく被害回復の権利があることを認知できるようになりました。しかしながら、DV被害者の多くは女性であるという現実を過小評価せず、暴力の背景にある性差別の社会構造を変革する必要性を絶えず訴えていくことも変わらず大事なことです。
- ④DV家庭で育った子どもの全てが将来DVの当事者になるとは限りませんが、被害者・加害者に何らかの虐待の被害経験が多い傾向にあるなど、暴力の世代間連鎖は断ち切り難いものがあります。
- ⑤DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況も少なくありません。また、暴力による恐怖感や無力感等から暴力を受けている現状を受忍している場合が多く、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。
- ⑥身体を傷つけられるなど、人権を著しく侵害されているDV被害者は、就業や住宅、生活費、子どもの就学など、複数の課題を抱えていることが多いため、安心して生活できる場所や就労等の自立に向けた支援が必要です。また、被害者と同居する子どもに対する精神的・心理的支援も必要です。
- ⑦被害者の安全のため、警察・市町等の行政機関及び民間支援団体等と連携しながら、DV被害者が必要な支援を受けることができるような支援体制を整備することが必要です。
- ⑧児童が同居する家庭におけるDVは児童虐待に当たり、高齢の配偶者に対するDVは高齢者虐待に当たります。また、県配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談においても、これらの暴力が密接に関連しているケースが多いため、各関係機関の連携による早期発見・

早期対応が不可欠です。

- ⑨DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力の被害者が、二次被害を受けることがないように、行政担当者や相談員の研修が必要です。相談員が相談をひとりで抱え込まないために周囲の支援や相談窓口のネットワーク化が重要です。相談の件数増加及び事案の複雑化もあり、相談員自身のメンタルケアや体制強化等が課題です。
- ⑩SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、SNS等のインターネットを利用した児童買春・児童ポルノ事犯等の性的搾取事犯の発生が認められます。
- ⑪売春や人身取引の対象はほとんどが子どもや女性です。その根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締を強化することや被害者の保護等の支援が求められています。

（施策の方向）

- ①学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女を問わずあらゆる暴力を許さない社会の意識啓発に努めます。
- ②また、関係機関の連携強化を図り、被害者の安心・安全に配慮した保護や自立支援を行っていきます。

（具体的な施策）

- ①「佐賀県DV被害者支援基本計画」の円滑で着実な推進を図ります。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】
- ②県教育委員会及び市町教育委員会等と連携し、暴力を伴わない対等な人間関係を構築する観点からの、若年層を対象とする予防教育を推進します。また、被害者支援に関わる人材の育成、専門家の育成に取り組みます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、学校教育課（保健体育室）、こども未来課】
- ③広く県民に対しては、DVや被害者支援に関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口や法律に基づく制度についての更なる周知を図ります。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、政策監グループ、警察本部・広報県民課、生活安全企画課】
- ④地域における男女の人権尊重や、DV問題の周知・理解を促進する研修等を行います。【男

女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、人権・同和対策課】

- ⑤県DV総合対策センターを中心に、官官連携・官民連携による被害者支援、加害者対策など、適切な対応に努めます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、警察本部・広報県民課、生活安全企画課】
- ⑥総合的なDV被害者支援のため、県の配偶者暴力相談支援センターは、各種相談機関との連携体制の整備を推進します。あわせて、ストーカー行為の防止に関する県民向けの啓発を推進します。また、市町の求めに応じた助言等の支援体制の整備を推進します。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、生活安全企画課】
- ⑦DV被害者支援民間グループと、被害者支援において、住宅の確保、就労支援、生活支援、啓発、研修、心のケアなどDV被害者支援民間グループの行う活動と連携し、被害者支援に取り組みます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】
- ⑧市町に、女性のための相談窓口の設置を促し、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進します。また、配偶者暴力相談支援センターの設置についても働きかけます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】
- ⑨相談や支援に携わる相談員や関係機関の職員に対し、二次被害を起こさないための対応体制の整備と、研修等による資質向上を図ります。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】
- ⑩DVと子どもへの虐待、高齢者への虐待は密接に関係していることから、それぞれの早期発見につながるよう関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図ります。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、長寿社会課、学校教育課、こども未来課、警察本部・生活安全企画課】
- ⑪特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者に対しては、急性期から回復に至るまで中長期的に支援する体制の更なる整備を目指します。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】
- ⑫性犯罪捜査の一層の強化や再発防止のための対応に努めるとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を実施します。また、ストーカー規制法の適切な運用など、必要な対策に努めます。【警察本部・広報県民課、生活安全企画課、捜査第一課】

- ⑬売春や人身取引の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りの強化と被害者の保護等の支援を行います。【警察本部・生活環境課、母子保健福祉課】
- ⑭スマートフォンの普及から犯行形態が多様化の傾向にあり、県民の相談や事件捜査に適切に対応するため、引き続き、情報の収集や分析を行うなど、取締りを強化します。【警察本部・少年課】

重点目標（4）生涯を通じた男女の健康支援

（現状と課題）

- ①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の概念が普及しておらず、女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性が認識されていません。そのため、女性の心身に大きな負担を及ぼすにもかかわらず、望まない妊娠や出産、または人工妊娠中絶をしている場合があります。
- ②佐賀県の人工妊娠中絶は、全国と比較して高い状況が続いています。望まない妊娠を予防するために、正しい性に関する知識の普及啓発が必要です。
- ③乳児死亡率等は全国の中でも低い傾向で推移していますが、全出生数の中の低出生体重児の割合は微増傾向にあり、不妊治療や小児慢性特定疾病の治療が増加しているため、安心して子どもを生み、健やかに育てるために、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策が必要です。
- ④不妊治療費の助成を受ける夫婦は年々増加していますが、厚生労働省が主催する検討会の報告書等では、より若い時期からの治療が出産に至る確率が高いとされています。知識の普及啓発により、早期からの治療を推進することが必要です。
- ⑤児童生徒の心身の発達段階に応じて、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育全体を通じて性に関する指導をしています。学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組が求められています。
- ⑥ HIV/ エイズを含む性感染症患者数は、近年全国的に増加傾向にあり、佐賀県においても平成 25 年度に HIV 感染者及びエイズ患者の新規報告数が 7 名となり過去最多となりました。その一方で、県内の保健福祉事務所（5 か所）で実施している性感染症（HIV、梅毒、クラミジア、HTLV-1）の相談・検査件数については、ここ 3 年相談約 1,200 件 / 年、検査約 750 件 / 年と横ばい傾向です。
- ⑦社会の複雑化とともにうつ病などの精神疾患の発症が増加していますが、そこには男女とも様々な要因が考えられます。特に、男性の場合は経済的に家族を支えていることが多く、仕事を休むことができない、あるいは仕事がない状況で、症状を悪化させています。
- ⑧平均寿命と健康寿命の差（H 25 男 1.24 歳、女 2.81 歳）を縮小させ、健康な期間が長くなるように様々な健康づくりの取組を推進して行くことが必要です。主な生活習慣病（がん、循環器疾患、糖尿病及び COPD（慢性閉塞性肺疾患））による死亡数が 57% を占め、今後も

増加していくことが予測されるため、県民自らが食生活の改善や運動習慣を身に付けることにより、発症予防と重症化予防に努めることが必要です。また、社会全体が相互に支えあいながら、県民の健康を守る環境を整備することが必要です。

- ⑨「県民のスポーツ意識に関する調査」によると、健康志向の一層の高まりを背景として60代以上を中心に日常的に運動やスポーツを行う層が増える一方、20代から50代までを中心に、「忙しい」「きっかけがない」として運動やスポーツを全くしない（しなくなる）層が増えています。

（施策の方向）

- ①男女によって発症頻度が異なる病気があるなど、男女の性差をお互いが十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進します。
- ②学校で行う「性に関する指導」は、学習指導要領に基づき児童生徒の心身の発達段階に応じた学校教育活動全体を通じた取組が重要であることから、引き続き、家庭、地域、県庁関係課、関係機関等と連携しながら推進していきます。
- ③妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。
- ④母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。
- ⑤女性特有のがん対策を総合的に推進します。
- ⑥HIV/エイズをはじめとした性感染症を予防するため、教育・保健・医療などの関係機関と連携し、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、検査・相談体制の充実を図っていきます。

（具体的な施策）

- ①性と生殖に関して健康であることの重要性について、正確な情報提供に努めるとともに、望まない妊娠の予防、HIV/エイズを含めた性感染症予防、不妊や更年期、高齢期など様々な問題に対応できる相談体制の強化を図ります。また、人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施及び母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議を実施します。【母子保健福祉課、健康増進課】
- ②家庭や学校、地域が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施

します。【学校教育課（保健体育室）】

- ③性に関する指導についての指導者研修会を開催します。学校保健計画における性に関する指導の位置付けと実践を推進します。【学校教育課（保健体育室）】
- ④「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、健康づくりを総合的で計画的に推進します。【健康増進課】
- ⑤県内の高校1年生全員を対象者としたエイズ予防講演等を実施し、若い世代へ性感染症の正しい知識の普及啓発を実施し、予防指導を充実させます。【健康増進課】
- ⑥保健福祉事務所における HIV/ エイズ相談・検査（匿名、予約不要、検査無料）の利用や医療機関への受診につなげる上で必要な情報提供に努めます。【健康増進課】
- ⑦周産期医療体制の整備及び妊娠・出産に関する支援の充実を図ります。【医務課（地域医療体制整備室）、母子保健福祉課】
- ⑧女性特有のがん検診にかかるハード・ソフト両面からの受診環境づくりを促進します。【健康増進課】
- ⑨長時間労働の抑制など労働環境の整備を図ることにより、労働者の健康保持に努めるよう、事業所等に対して働きかけます。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】
- ⑩仕事、子育て、介護、健康など、男性が抱える様々な問題の解決に向け、男性のための相談体制の一層の充実に努めます。【男女参画・県民協働課】
- ⑪年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。【スポーツ課】

重点目標（5）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

（現状と課題）

- ①男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。
- ②貧困等による生活困窮者が幅広い層に広がっています。特に、一人暮らしの勤労世代の女性（20～64歳）の3分の1（33.3%）が貧困の状態といわれています。（出典：「阿部彩（2014）「相対的貧困率の動向：2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ」）
- ③多くの女性が男女平等と認識し、安心して暮らせるためには、雇用形態ならびに賃金格差の問題を考える必要があります。
- ④平成25年国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率16.3%に対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6%と非常に厳しい状況であり、子どもの貧困対策の一つとして、ひとり親家庭への生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な対策が必要です。
- ⑤若い子どもを持つ女性やひとり親家庭の母親に対する、社会や事業所の受け入れ環境が十分整っていないため、正規雇用や雇用継続への道が厳しく、復職や再就職が困難となっており、事業所による仕事と家庭の両立支援が必要です。
- ⑥若者の非正規雇用の割合を是正するための支援や、障害者やニート等が積極的に社会に参画し、活躍できる取組が必要です。
- ⑦2025年に佐賀県の高齢者数がピークとなることを見込まれます。このため、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図る必要があります。
- ⑧高齢者が自立し、安心して暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立った、高齢者福祉の充実と就業促進への取組が必要です。
- ⑨高齢者人口に占める割合の高さから、女性の方が高齢者施策の影響を強く受けます。
- ⑩独居高齢者や高齢者のみの世帯及び介護を必要とする高齢者や認知症の人が増加するため、安心して生活できるサービスの確保、地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- ⑪障害者が地域で安心して生活できるよう、男女それぞれへの配慮を行いつつ、障害のある人

もない人も共に生活し活動することができる社会の構築に向けて、障害者福祉の充実と就労支援の取組が必要です。

⑫言語の違い、文化・価値観の違いや地域における孤立などの困難な状況にある在住外国人等への支援が必要です。

⑬特に、女性の障害者、外国人等は、女性であることから複合的に困難な状況に陥る場合があります。

⑭性同一性障害*などを有する人々、男女を問わず性的指向*を理由として困難な状況に置かれている場合などに対し、人権尊重の観点からの施策の推進についての配慮が必要です。

* 性同一性障害・・・生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態のこと。

* 性的指向・・・人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

（施策の方向）

①生活困窮者支援制度などの制度や仕組みを活用し、必要とされる支援を行います。

②ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じて、日常生活支援、就労支援や経済的支援などきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子どもへの教育支援を行います。

③貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、市町ほか関係機関・団体と連携しながら取組を進めます。

④障害や国籍、性的指向や性同一性障害について、人権尊重の観点から教育・啓発等を進めます。

（具体的な施策）

①地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域づくりやサービス提供体制づくりに努めます。【地域福祉課】

②市町、関係機関・団体と連携し、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に

応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）*に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等に取り組みます。【地域福祉課】

*生活困窮者自立支援法・・・全国的な生活保護受給者、生活困窮層の増加等の現状を考慮し、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため制定。平成27年4月施行

③市町、関係機関・団体と連携しながら、男女の均等な機会と公正な待遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を進めます。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】

④子どもの貧困対策について、県の計画を策定し全庁的な取組を推進します。ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、市町、関係機関・団体と連携しながら、居住支援、子育ての支援や生活・健康に対する支援等を行います。【母子保健福祉課】

⑤「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。【母子保健福祉課】

⑥企業のニーズ把握に努め、今後とも就職に向けての職業訓練を実施し、ひとり親家庭の親が受講しやすいコースの設定にも努めます。【雇用労働課】

⑦児童手当や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けなど、経済的支援策も実施し、総合的な支援を展開します。【母子保健福祉課】

⑧児童扶養手当については、市町、関係機関・団体と連携しながら父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄などの状態にある児童の支給要件についても周知を図ります。【母子保健福祉課】

⑨家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯等の子どもへの学習支援や、幼児教育の段階的無償化に向けた取組、教育費に係る経済的支援の更なる充実、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等に取り組みます。【母子保健福祉課、学校教育課】

⑩ひとり親家庭の子どもは、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行います。【母子保健福祉課】

- ⑪社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育を体系的に充実します。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進します。【まなび課、学校教育課】
- ⑫若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行います。【雇用労働課】
- ⑬ニート、ひきこもり、不登校など、困難を有する子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、複数の支援を組み合わせて行うなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行います。【こども未来課、学校教育課】
- ⑭「第6期さがゴールドプラン」を参考にしながら、地域包括ケアの推進により、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。【長寿社会課】
- ⑮医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。【長寿社会課】
- ⑯市町・関係機関・団体とともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等を参考にしながら、高齢者虐待防止の取組を進めます。【長寿社会課】
- ⑰市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。【長寿社会課】
- ⑱「第3次佐賀県障害者プラン」や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）等を参考にしながら、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めます。【障害福祉課、文化課】
- ⑲障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）等を参考にしながら障害者虐待防止の取組を進めます。【障害福祉課】
- ⑳男女問わず、障害者及び企業等のニーズを反映した訓練を実施し、就職につなげていけるよう今後も継続して取り組んでいきます。【障害福祉課（就労支援室）】

- ②①男女問わず、障害者のICT活用能力を向上させる事業を実施し、障害者の生活の質を高め社会参加を促進します。【障害福祉課（就労支援室）】
- ②②日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度などについての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子どもへの支援等について、地域の実態を考慮しながら進めます。【国際経済・交流課】
- ②③配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った通訳が可能となるような体制づくりを含め、適切な支援を進めます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、国際経済・交流課】
- ②④性同一性障害などを理由として、また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発活動の促進や、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進めます。【男女参画・県民協働課、人権・同和対策課、学校教育課（人権・同和教育室）】
- ②⑤「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」に定めるHITOプロジェクト*の展開を通じて、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めるとともに、年齢・性別・障害のあるなし・国籍等の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境整備について、ハード・ソフト両面で促進します。【ユニバーサル社会推進グループ】

*HITOプロジェクト・・・佐賀県では、「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心の人」(HITO)が、「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向け行動する、様々な取組を総称して、「HITOプロジェクト」と位置付けている。なお「HITO」とは、Human（人間）、Intelligent（理解力のある）、Thoughtful（思いやりのある）、Open-minded（広い心の）の頭文字をとったもの。

*ユニバーサルデザイン・・・年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

（基本方向 3）女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標（6）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

（現状と課題）

- ①すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。
- ②女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていくことが必要です。
- ③関係機関・団体との連携を強化するとともに、企業等における女性の活躍を産業施策として位置づけ、本県における女性の活躍の推進を図っていくことが必要です。
- ④現状をみると、女性の管理職への登用や就業率が年々増加してきているなど多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいえない状況が続いています。
- ⑤その原因の一つとして「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられます。一定程度、男女共同参画の考え方が浸透しつつあるものの、世代による差や男女差が認められます。
- ⑥働く場面においては、高度経済成長期を通じて形成されてきた男性正社員を前提とした長時間労働、女性の非正規雇用などを特徴とする働き方があり、女性が十分に活躍できない原因となっています。
- ⑦農林漁業や商工業などにおいて、従事する女性は、経営の担い手であり、社会・経営参画をすることが必要ですが、農作業や家業等の他に、家事・育児・介護等の多くを担っている現状があります。そのため、男性の家事・育児・介護参画が求められます。
- ⑧生活の場面においても、これまで男性は家事・育児・介護等への参画や、地域社会への貢献、自己啓発への取組などが必ずしも十分では無かったと思われます。男性の家事、育児、介護への積極的な参画が、女性活躍を進めるための大きな鍵と考えられます。

（施策の方向）

- ①家事、育児、介護、地域活動への参画についての意識啓発やセミナーなどを通じ、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進めます。
- ②女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、就業継続の支援に積極的に取り組みます。
- ③農林漁業・商工業において、女性部活動の取組等を支援し、女性の更なる活躍を進めます。

（具体的な施策）

- ①男女が長期的な視点に立ってそれぞれの人生を展望し、働くことを位置付け、男女を問わず経済的に自立していくことの重要性について、労働者、経営者、教育関係者など様々な立場の人々に対し、意識啓発を図ります。【男女参画・県民協働課、学校教育課、まなび課】
- ②女性管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業・事業所による研修の実施等を支援するとともに、経営者等の理解を促進し、企業・事業所における女性の活躍を応援する動きを支援します。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】
- ③企業・事業所に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の周知を図り、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推奨し、男性の育児休業等の取得しやすい環境づくりを進めるため、情報提供やセミナー等による意識啓発を行います。【男女参画・県民協働課】
- ④男性の家事や育児参画意識を高め、女性の活躍を支える、佐賀の男ディ（ダンディ）事業に取り組みます。【男女参画・県民協働課】
- ⑤短時間正社員制度など本人のライフスタイルに応じた多様な働き方の普及・啓発を図ります。【雇用労働課、情報業務・改革課】
- ⑥育児・介護等により就業を中断する女性が多い現状を考慮し、いったん離職した女性の職業訓練など、再就職支援の充実を図ります。【雇用労働課】
- ⑦就業を希望する女性に対し、県のホームページ上に専用サイトを設け、女性への就職支援の情報を一元的に提供します。【雇用労働課】

- ⑧起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。【男女参画・県民協働課、新産業・基礎科学課、商工課】
- ⑨農林漁業や商工業において、女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を男女で分かち合うため、家族一人ひとりがお互いを尊重し合い、評価し合うとともに、固定的な性別役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくよう啓発に努めます。【商工課、農産課、水産課】
- ⑩農山漁村の地域資源を生かした生産・加工・販売等の起業支援や女性が働きやすい就農条件・労働環境の整備などの取組を支援します。【男女参画・県民協働課、農産課、水産課、商工課】
- ⑪農業及び漁業における「家族経営協定」の普及活動を進めるとともに、協定の締結や内容の改善に向けて助言を行います。【農産課、水産課】
- ⑫女性農業者等の経営発展に意欲がある農業者に対する雇用型経営や、経営の複合化・法人化・多角化などの企業的な農業経営の発展に関する研修（スキルアップ研修）等を実施します。【農産課、林業課】
- ⑬E C（ネット通販）を含む新規出店や、I C Tを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。【商工課】
- ⑭C S Oと連携し、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を一層推進します。【男女参画・県民協働課】
- ⑮「佐賀県人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。【職員課、教職員課、人材育成・組織風土グループ、自治修習所】

重点目標（7） 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

（現状と課題）

- ①国政も地方の議会においても、女性議員が少ない現状があります。
- ②自治会長やPTA会長、また、農業委員や生産組合の役員、農協、漁協の理事などは男性に偏りがちで、政策・方針決定過程へ女性が参画しにくい状況があります。
- ③指導的立場に立つ女性の好事例の不足による不安・孤立、さらには、長時間労働を前提とした勤務への躊躇など、労働環境の整備が不十分であることや配偶者をはじめ家族の理解不足などにより、女性自身が企業・事業所において指導的立場に立つことを敬遠する傾向も見られます。
- ④あらゆる場面において、男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジティブ・アクションに対する理解不足、固定的な性別役割分担意識が、管理職への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。
- ⑤防災分野においても、災害時における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点への配慮が不可欠です。男女共同参画の視点を取り入れた対策・対応を行うためには、地域防災計画等の各種計画や対応マニュアルの策定・修正の決定過程、消防団、自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画が必要ですが、まだ十分に確保されていません。

（施策の方向）

- ①「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との国の目標を念頭に置き、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・団体等へ働きかけます。
- ②特に、女性の参画が少ない事業所・団体等に対しては、女性活躍の重要性、ポジティブ・アクションの推進を働きかけるとともに、女性自身の意識・行動改革を図っていきます。
- ③女性の活躍推進は、将来的に、各々の企業・事業所の組織活性化にも必要であり、本県の地域経済、地域活性化のための本県企業の競争力強化にもつながります。そのため、女性の役員・管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業による研修の実施等を支援するとともに経営者等の理解促進などを推進し、女性の活躍を応援する取組を支援します。

- ④女性活躍推進法に定める事業主行動計画の策定対象外の中小企業・事業所においても取組が促進されるよう、インセンティブの付与や、経営者層や教育機関での女性活躍に関する理解促進などの取組について支援します。
- ⑤農林水産業、商工業において、女性が男性の対等なパートナーとして経営や方針決定に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組を支援します。
- ⑥農協の理事等への女性の参画状況を確認し、積極的な登用をするよう促進していきます。
- ⑦教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。
- ⑧地域防災計画等の各種計画や対応マニュアルの策定・修正の決定過程、消防団、自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点が適切に反映される防災体制づくりに取り組んでいきます。

（具体的な施策）

- ①女性の能力発揮が、それぞれの事業所・団体等や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性の参画状況についての調査、公表、好事例の情報発信を行います。
【男女参画・県民協働課】
- ②一人ひとりが自分にあった生き方をイメージし、それを実現させようとする意思を持てるように、様々な働き方やキャリア形成に応じた身近な好事例を発掘し、積極的に発信します。【男女参画・県民協働課】
- ③県の各種審議会等への女性の参画促進（40%以上）及び女性委員のいない審議会等の解消に取り組めます。【男女参画・県民協働課、全部局】
- ④市町の各種審議会や農業委員及び農協・漁協等の理事等における積極的な女性の参画促進に向けた取組が推進されるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行います。【男女参画・県民協働課、生産者支援課、農産課、林業課】
- ⑤「女性の活躍推進佐賀県会議」の会員登録、自主宣言企業や県内経済団体等と連携し、女性の活躍の重要性に関する理解の促進、企業への情報提供、管理職候補者となる女性職員の養成等の取組を支援します。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】

- ⑥商工業・農林漁業や農山漁村における、政策・方針決定過程への女性参画の拡大や、女性の経済的地位の向上など、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。【農産課、水産課、林業課】
- ⑦事業所や自治会、PTAなど各種団体等に対し、実施主体の特性に応じた実効性のあるポジティブ・アクションの取組について強く働きかけるとともに、情報提供等を積極的に行います。【男女参画・県民協働課】
- ⑧CSO活動における女性リーダー等の人材育成研修等を開催します。【男女参画・県民協働課】
- ⑨県の防災会議については、県の審議会等への女性委員の参画率の目標（40%以上）を維持するよう、引き続き関係機関への説明、要請等に取り組みます。【消防防災課】
- ⑩各種研修会等を通じて、防災分野での男女共同参画の視点や、地域防災活動への女性の参画の重要性についても啓発します。【消防防災課、男女参画・県民協働課】
- ⑪公務員の成績主義*の原則を前提としながら、県における女性職員（教職員を含む。）において、職域拡大や研修等を通じて、管理職における女性の参画の拡大を強力に推進します。【職員課、教職員課、人材組織・風土グループ、自治修習所】
- *成績主義・・・職員の昇任は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。（地方公務員法）
- ⑫テレワークなど多様な働き方を実現し、県の女性職員が仕事と家庭生活との両立を図りながらキャリアアップできる環境づくりを進めるとともに、管理職に対する意識改革を進めるなどして、女性職員の登用に積極的に取り組んでいきます。【情報・業務改革課、職員課】
- ⑬女性活躍推進法に基づき、県は、特定事業主行動計画を策定・公表し、計画の内容を推進します。【職員課】

重点目標（8）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

（現状と課題）

- ①少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、本県の地域社会・経済の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要です。
- ②しかしながら、現状をみると、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が、男性にとっても、事業所にとっても、有益であることは理解されておらず、男性社員を中心とした長時間労働の見直しが進んでいない状況です。
- ③本県は、女性の就業者数の割合（H 22年 45.7%）* や共働き世帯の割合（H 22年 51.1%）* が高いことから、仕事と子育て・介護の両立を図ることが重要です。そのために、男女ともに短時間勤務等の柔軟な働き方を推進するとともに、育児・介護休業を利用しやすい環境整備を促進するなどの施策を進めていくことが必要です。

* 統計数値は平成 22 年度国勢調査結果による。
- ④子どもが病気の時でも仕事を休むことができない親が多く、病児保育・病後児保育を行う施設や事業所内保育所の整備が求められます。また、保育所の保育時間を延ばすだけでは問題は解決せず、長時間労働など働き方そのものを見直すことが重要です。
- ⑤仕事と生活の両立支援制度が規定されている事業所においても、育児休業を取得する男性は非常に少なく、また、女性の育児休業取得は進んでいるものの、依然として、出産・育児に際して就業を中断する女性が多い状況です。そのため、まずは、制度が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、積極的な取得のための男性に対する意識の啓発が必要です。
- ⑥介護休業のニーズが増えていますが、介護は育児よりも長期に及ぶため、就業を中断すれば、復職が困難になる場合があります。また、子育ての時期と親などを介護する時期が重なるケースも増えつつあります。
- ⑦県内企業の現状は、育児休業等の制度はあるものの、取得割合は低く、また有給休暇の取得率も低い状態であるなど、仕事と家庭の両立が必ずしも容易ではない状況であることから、労働者の健康維持やワーク・ライフ・バランスが実現できる労働環境を整備することが必要です。あわせて、若者の非正規雇用の割合を是正するための支援や、障害者やニート等が積極的に社会に参画し、活躍できる取組も必要です。

- ⑧家庭の状況をみると、男性の家事・育児への参画が進んでおらず、父親同士が交流する機会を設け、相互に男女共同参画を啓発し合うことに対する支援が必要です。
- ⑨これまで、高齢者福祉や子育て、環境活動等、多様な地域活動は、地域の女性の力に負うところが大きかったものの、自治会・町内会やPTA等、地域団体における会長などの役職については、中高年の男性がその多くを占めています。そのため、女性や若い世代の男性など多様な住民が地域活動に参画するとともに、女性がリーダーとして活動に参画するよう支援することが必要です。
- ⑩公民館や学校を地域の資源として十分に活用できていません。また、地域における男女共同参画の推進を図る役割を担うことができる公民館の職員等に対する、男女共同参画の啓発が十分であるとは言えません。
- ⑪県内で多くを占める農山漁村をみると、例えば、基幹的農業従事者の約4割は女性が占めており、また、地域の農産物・海産物などの資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発などによる地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことは不可欠です。
- ⑫女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減など農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスや、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組が必要です。
- ⑬防災・復興の分野においては、男女共同参画の視点を考慮した防災体制を確立することが必要です。
- ⑭また、災害復興時には、固定的な性別役割分担意識に基づき、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取組を進めるにあたっては、男女のニーズ・役割の違いを把握して進めることが必要です。

（施策の方向）

- ①男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めていきます。
- ②女性が働きつづけること、社会で活躍することは、男女共同参画社会の実現のほか、少子高齢化が進展する社会における活力維持に大いに寄与するものです。意識啓発と職場環境の

整備を両輪として施策の展開に取り組みます。

- ③家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発を進めるとともに、CSO等との連携強化により、子育てや介護を支え合う環境づくりの推進や実践拡大を図っていきます。
- ④働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方の見直しを推進します。また、ライフイベント（人生における就学、就職、結婚、出産・子育てなど、生活上の様々な出来事）に対応した多様で柔軟な働き方の実現を目指し、企業・労働者・行政が一体となって、労働時間短縮などのワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ⑤子育てをしながら就職を希望する女性への就活の支援を行います。
- ⑥労働者が安心して働くことのできる労働時間短縮等の労働環境改善への意識の醸成を図ります。
- ⑦事業所の労働環境改善に向けた取組が進むよう、取組事例等を収集し、その成果や課題等の情報を発信しながら、より使いやすい仕事と育児・介護の両立支援制度整備のための次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や見直し、就業規則等の改正助言などに取り組みます。また、自営業等における就業環境の整備を進めます。
- ⑧小学4年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。
- ⑨医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。
- ⑩地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進します。また、PTA、自治会・町内会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけます。
- ⑪農山漁村における固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革を促進しま

す。また、女性が過重な負担を負うことがないように、働きやすい作業環境の整備や就農支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減など農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。

⑫被災時に家庭的責任が女性に集中することのないよう、平時から、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

（具体的な施策）

①ワーク・ライフ・バランスが、事業所や経済社会の活性化や、個人の生活の充実につながるものであることを強調し、効果的な意識啓発に努めます。【男女参画・県民協働課、こども未来課、雇用労働課】

②男女の多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に対する相談支援体制の整備と情報提供等の支援を行います。【こども未来課、長寿社会課、母子保健福祉課】

③事業所・団体等における管理職等の意識啓発の取組を推進するとともに、両立支援制度の積極的な取得に向けた男性に対する意識の啓発を図ります。【男女参画・県民協働課、こども未来課】

④長時間労働の抑制や年次有給休暇、育児・介護休業の取得促進とともに、短時間勤務、テレワーク等、多様な働き方ができる勤務制度の導入など、職場環境の整備を促進するよう啓発していきます。【雇用労働課】

⑤企業が主体的にワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、生産性の向上に向けた効率的な働き方や妊娠・出産・育児期における職場での配慮の在り方、年次有給休暇の取得促進等に関し、指針や好事例を提供するとともに、これらに積極的に取り組む企業を支援します。【雇用労働課、男女参画・県民協働課、情報業務・改革課、医務課、建設・技術課】

⑥妊娠や出産等により離職後、再就職するにあたって、ブランクや家庭との両立への不安等がある子育て世代の就活をサポートし、産業人材としての復帰に向けて後押しします。【雇用労働課】

⑦企業等への専門家派遣による、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案を行います。【雇用労働課】

⑧子育て・介護等との両立が可能な職業訓練（公的職業訓練における短時間訓練コースや訓練

受講の際の託児サービス支援の推進）や職業紹介の実施、各種助成金の活用や中小企業の人材確保のための女性（主婦等）等多様な人材と中小企業とのマッチングから定着までの一貫支援など、子育て・介護等との両立やキャリアブランクに配慮した多様な再就職等の支援を推進します。【雇用労働課】

⑨次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定の促進を事業所等に働きかけていきます。【雇用労働課】

⑩「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育施設における子育て支援を拡充するとともに、子育て家庭への情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。【こども未来課】

⑪引き続き、預かり保育や地域の子育て力向上等を目的とする事業を実施する園を支援していきます。放課後児童クラブの待機児童等の解消に向け、施設改修や新設への補助制度を市町に積極的に活用してもらうように促すとともに、放課後児童クラブで児童を支援する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修を実施します。【こども未来課】

⑫建設業者施行能力等級評定の加点評価項目に、子育て応援宣言事業所の登録を加えたなど、今後も、子育て応援宣言企業登録数が増加するよう工夫しながら取り組んでいきます。【こども未来課】

⑬男女共同参画社会実現推進の牽引役である県が率先して、仕事と家庭、地域生活の両立がしやすい職場となるよう環境整備を進めます。【男女参画・県民協働課、職員課】

⑭男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、CSOや公民館等と連携し、情報や学習機会の提供を行います。【男女参画・県民協働課、まなび課、環境課、学校教育課（保健体育室）】

⑮理事などの役員が特定の性に偏っているCSOに対し、男女双方への参画促進を働きかけます。【男女参画・県民協働課】

⑯職場や家庭・地域生活において活躍する男女の好事例の発掘を行い、積極的に情報発信し、男女のプラスワン活動を推進します。【男女参画・県民協働課】

⑰農山漁村に暮らす男女が、女性の役割を適正に評価し、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動、情報提供、研修の充

実を図ります。【農産課、水産課、男女参画・県民協働課】

⑱経営の多角化・複合化や6次産業化が進展する中で、生産と育児・介護等との両立やライフスタイルの確立を支援するため、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性の支援、農山漁村における男性の家事・育児・介護等へ理解促進を推進します。【農産課、水産課、男女参画・県民協働課】

⑲「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図ります。【農産課、水産課、男女参画・県民協働課】

⑳県や市町の地域防災計画や災害に関する各種対応マニュアル等の策定・修正にあたっては、男女共同参画の視点を考慮した被災者ニーズや支援活動のあり方を検討し、反映されるよう配慮します。また、防災の現場における男女の参画を進めます。【消防防災課、男女参画・県民協働課】

㉑固定的な性別役割分担意識の解消など、防災・復興対策に男女共同参画の視点が適切に反映されるよう、日頃から、各種研修会等を通じた啓発に取り組みます。【消防防災課、男女参画・県民協働課】

㉒庁内において、育児休業中の県職員の交流や職場復帰に向けた不安解消のため、県職員育児休業者交流研修会を引き続き実施していきます。【職員課】

㉓庁内において、引き続きテレワークを推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。【情報・業務改革課】

第4部

推進体制

- 1 県における推進体制の強化
- 2 市町との連携強化
- 3 事業所、CSO等との協働強化
- 4 国、都道府県との連携強化

第4部 推進体制

男女共同参画社会の実現に向け施策を推進するにあたっては、行政や事業所などにおいて、教育、労働、保健福祉など広範で多岐にわたる取組を総合的に着実に推進することが重要です。

このため、県の推進体制を強化するとともに、市町、県民及び事業所との連携・協働も強化することが必要です。

このことについては、佐賀県男女共同参画推進条例第15条において、「県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。」と明記しています。

また、同条例第5条及び第6条において、県民及び事業者に対して、男女共同参画の推進及び県が行う施策への協力を責務として掲げています。

1 県における推進体制の強化

あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、関係部局が連携し、施策を総合的で着実に推進する機能・体制の強化を図ります。

①男女共同参画推進会議の機能強化

「佐賀県男女共同参画推進会議」（知事を会長とし、副知事、教育長、全本部長等で構成）を通して、男女共同参画に関する各本部局間の連携の強化を図り、施策を着実に推進します。

②県立男女共同参画センターの機能強化

県立男女共同参画センターは、男女共同参画推進の要となる拠点として、男女共同参画に関する情報提供や、人材育成、相談、調査・研究など、市町や事業所、地域の男女共同参画ネットワーク・CSO等の活動を支援し、また、これらの団体間や関係機関・大学等との連携・協働を促進するなど、男女共同参画施策を有機的に推進します。

特に、地域における女性活躍推進の拠点として、男女共同参画を推進する人材の発掘・育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化を支援します。

③男女共同参画推進審議会による調査審議

男女共同参画施策の推進について調査審議するため設置された、有識者や公募委員からなる佐賀県男女共同参画推進審議会において、本計画の推進状況の検証・確認、現状の把握・分析をし、年次報告として公表します。また、本計画の見直しのほか、男女共同参画施策の推進に

関して必要な事項については、審議会の意見を聞くなど、連携をとりながら施策を推進します。

④県の施策に対する苦情への対応

性別による人権侵害や県が実施する施策についての男女共同参画の視点からの苦情については、男女参画・県民協働課及び県立男女共同参画センターが窓口となり、必要に応じて男女共同参画推進審議会の意見を聞き、また、県の他の相談機関や国の行政機関と十分な連携を図りながら、適切に対応します。なお、第三者による苦情処理機関の必要性については、調査・研究し、男女共同参画推進審議会において検討します。

⑤庁内における男女共同参画に関する取組の推進

「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」及び「同計画ガイドライン」に基づき、職員に対する研修や情報提供の充実、セクハラ相談対応、男性職員の育児休業等取得の促進、女性職員の職域拡大と管理職への登用促進など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、公的広報ガイドラインの周知など、庁内における男女共同参画の理解を促進し、その視点に立った施策を推進します。

2 市町との連携強化

県民にとってより身近な市町との連携を強化し、市町の基本計画に沿った取組を支援するなど、地域の実情に応じた効果的な施策の展開を図ります。

- 首長自らが男女共同参画の必要性についての理解を深めることが不可欠であり、様々な機会を通して、市町長へ働きかけます。
- 市町における男女共同参画施策が総合的で効果的に推進されるよう、専門部署や庁内推進組織、諮問機関の設置など推進体制の整備を働きかけます。
- 情報提供や会議、研修会、広報・啓発などを通して連携を強化し、県内全市町で、地域の実情に応じた施策が推進されるよう働きかけます。

3 事業所、CSO等との協働強化

事業所や関係機関・団体、男女共同参画ネットワーク・CSO等との連携、協働体制を充実するとともに、各団体の推進活動の活性化やネットワークづくりを支援します。

①男女共同参画推進連携会議の充実

社会のあらゆる場で県民の男女共同参画推進の取組が促進されるよう設置した、男女共同参画推進連携会議の開催を通じて、構成メンバーの事業所や経済・福祉等の関係機関・団体に対

し男女共同参画意識の醸成を図るとともに、情報提供等により、男女共同参画推進に向けた取組を働きかけます。

②CSOとの協働強化

男女共同参画社会の実現に向けて、女性団体をはじめ、男女共同参画に関する様々な分野で、独自の視点に立って自主的な活動を展開しているCSOの果たす役割は重要です。

地域において男女共同参画を推進する人材の育成やCSO活動の活性化に必要な情報・学習機会の提供などの支援を行うとともに、国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進など、CSOとの協働での取組を幅広く展開していきます。

③女性の活躍推進佐賀県会議との連携

女性の活躍により企業の発展及び地域経済の活性化を図るとともに、女性が能力や感性を発揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として設置された女性の活躍推進佐賀県会議と連携して、同会議の重点活動である、女性管理職比率・数等の目標設定、女性の能力・意欲の向上、女性が活躍しやすい環境整備に努めます。

4 国、都道府県との連携強化

男女共同参画に関わる課題は、広範で多岐にわたり、本県だけでは解決が難しい場合も多く、国の機関との連携が不可欠であるため、国に対して施策の充実や適切な情報提供を求めています。

また、他の都道府県と情報を共有することにより、より効果的な施策の展開を図ります。

参考資料

社会経済情勢の変化

- 1 少子・高齢・人口減少社会の進展（図表1・2・3）
- 2 家庭形態の変化（図表4）
- 3 地域社会の変化（図表5）
- 4 就業構造の変化（図表6・7・8・9・10）
- 5 暴力の多様化（図表11）

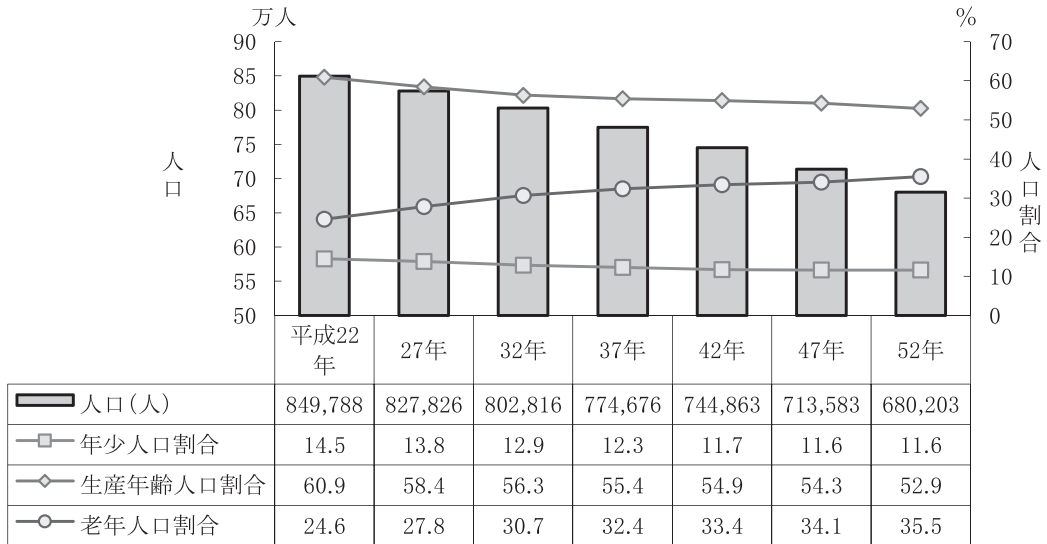
県民意識の変化

- 1 結婚・家庭について（図表12・13）
- 2 子育てと教育について（図表14）
- 3 職業について（図表15・16・17）
- 4 男女の人権等について（図表18・19・20・21）
- 5 県立男女共同参画センター「アバンセ」について（図表22・23・24）
- 6 男女共同参画社会について（図表25・26・27・28・29）

社会経済情勢の変化

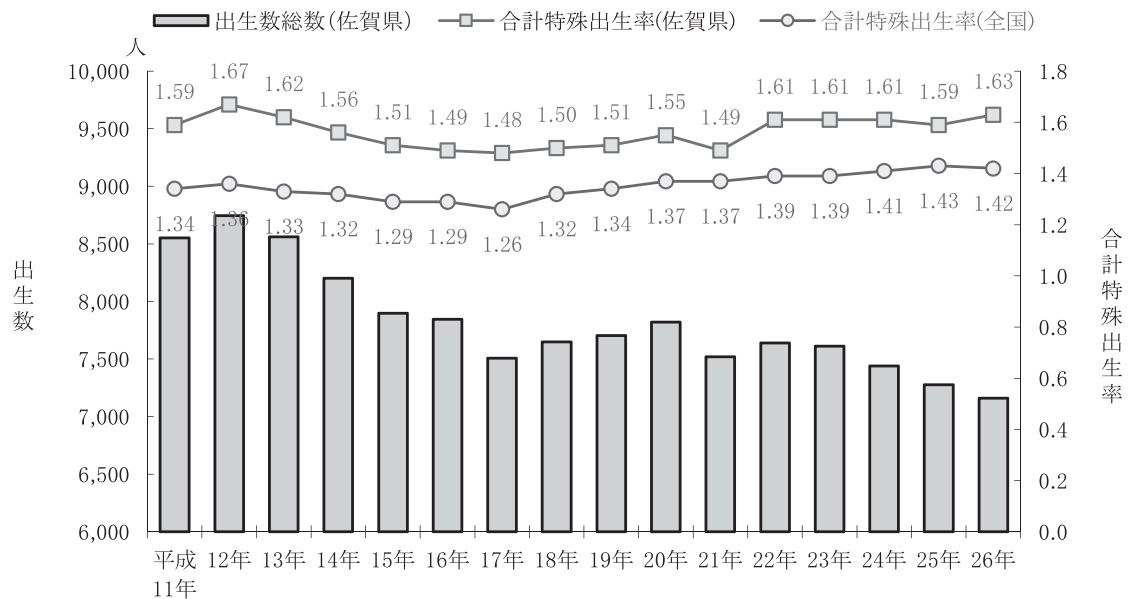
1 少子・高齢・人口減少社会の進展

図表1 将来推計人口（佐賀県）



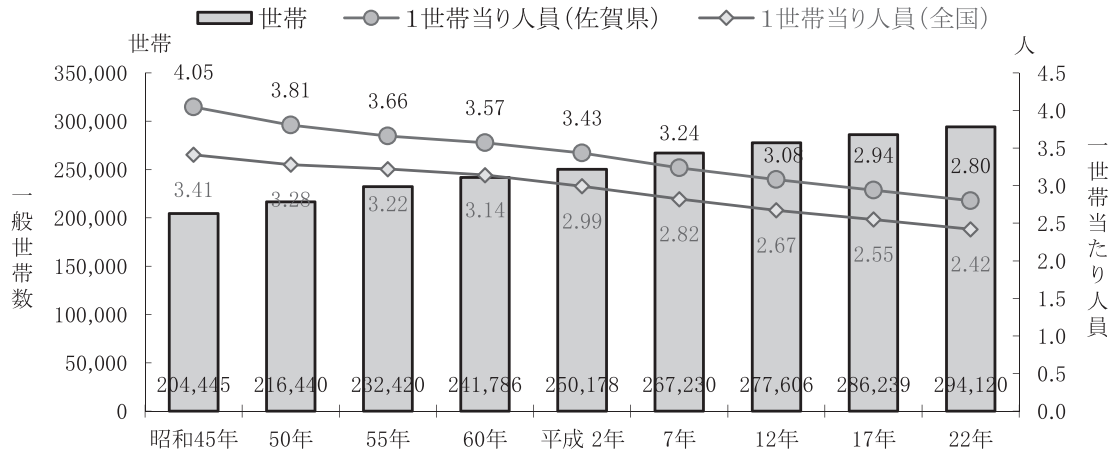
資料:国立社会保障・人口問題研究所
「都道府県別将来推計人口」(平成25年3月推計)

図表2 出生数・合計特殊出生率の推移（佐賀県・全国）



資料:厚生労働省「人口動態統計調査」

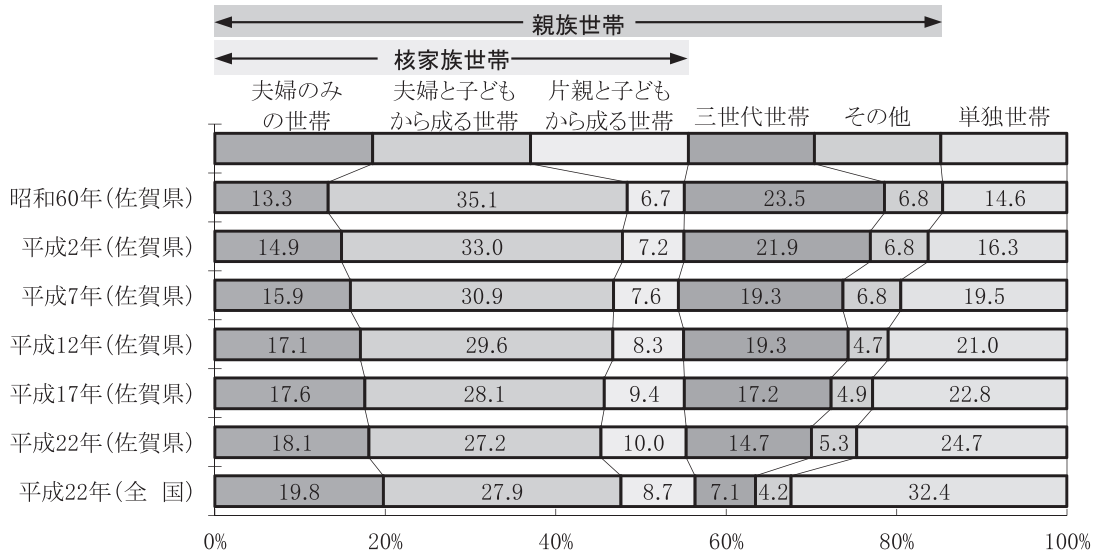
図表3 世帯数（一般世帯数）、1世帯当たり人員の推移（佐賀県・全国）



資料:総務省「国勢調査」

2 家族形態の変化

図表4 一般世帯の家族類型別割合（佐賀県・全国）

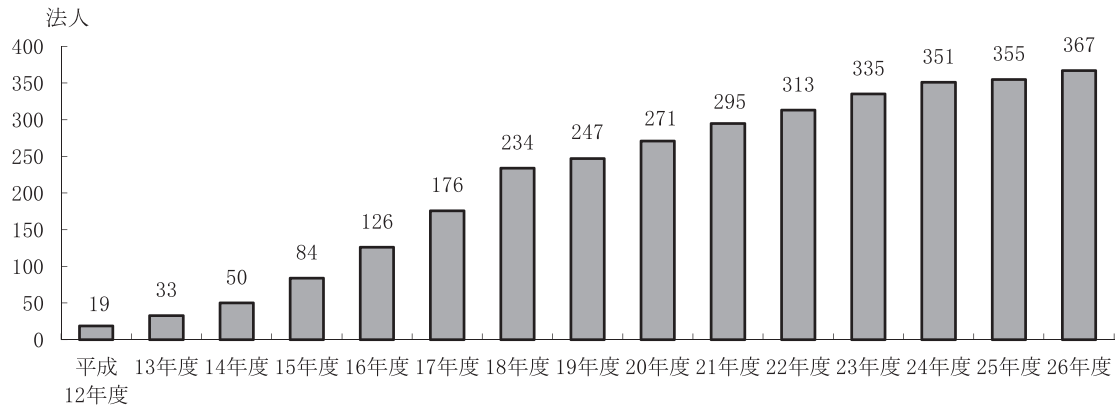


注)昭和60年、平成2年及び7年の「三世帯世帯」は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもと片親から成る世帯」および「夫婦、子どもと親と他の親族から成る世帯」の合計とした。

資料:総務省「国勢調査」

3 地域社会の変化

図表5 NPO 法人数（佐賀県）

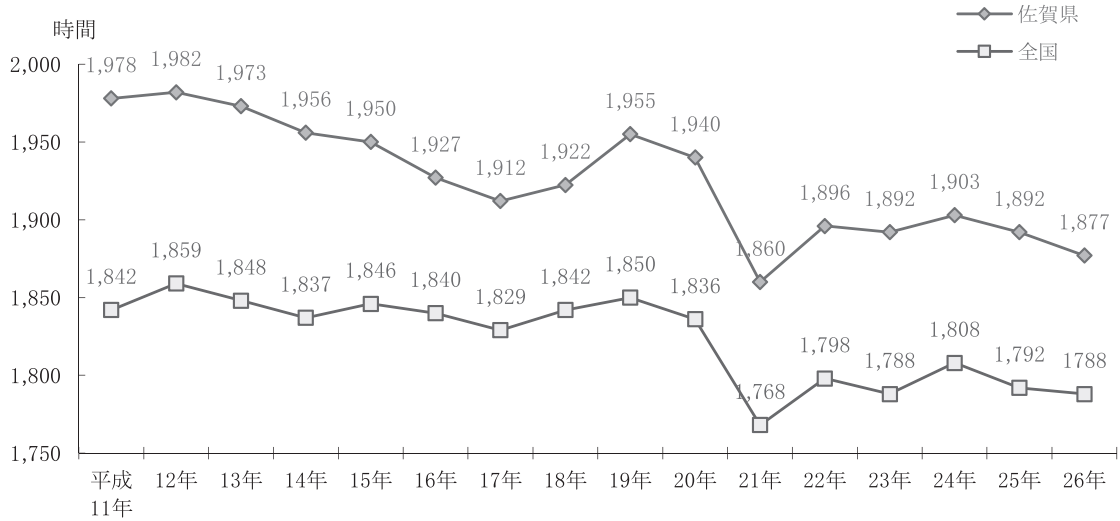


注) 各年度末時点

資料: 佐賀県男女参画・県民協働課調べ

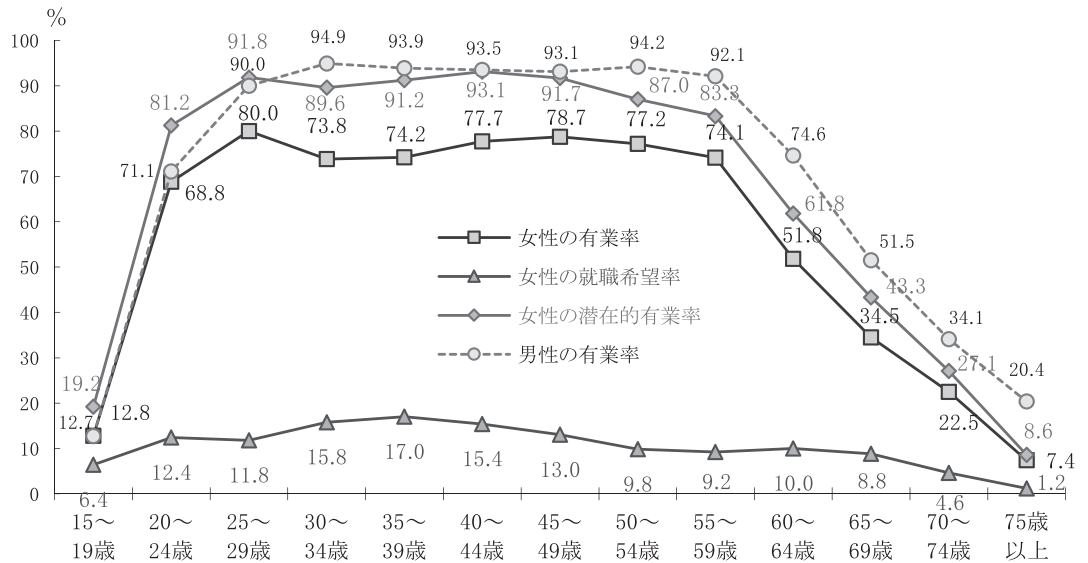
4 就業構造の変化

図表6 労働者1人当たり年間総実労働時間（佐賀県・全国）



資料: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

図表7 年齢階級別有業率（佐賀県）



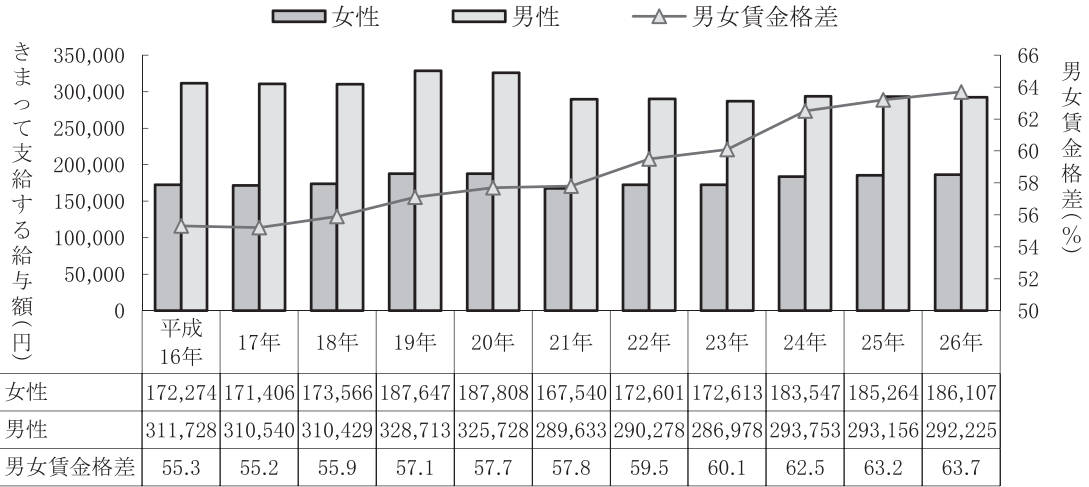
資料：総務省「平成24年就業構造基本調査」

図表8 雇用者総数（役員を除く）に占める非正規雇用者の割合（佐賀県）

総数	雇用者総数（役員を除く）に占める非正規雇用者の割合			
	正規雇用者		非正規雇用者	
	割合	(人)	割合	(人)
女性	49.6%	83,700	50.4%	85,200
男性	80.1%	138,600	19.9%	34,500
計	65.0%	222,300	35.0%	119,700

資料：総務省「平成24年 就業構造基本調査」

図表9 きまって支給する給与額の男女賃金格差（佐賀県）

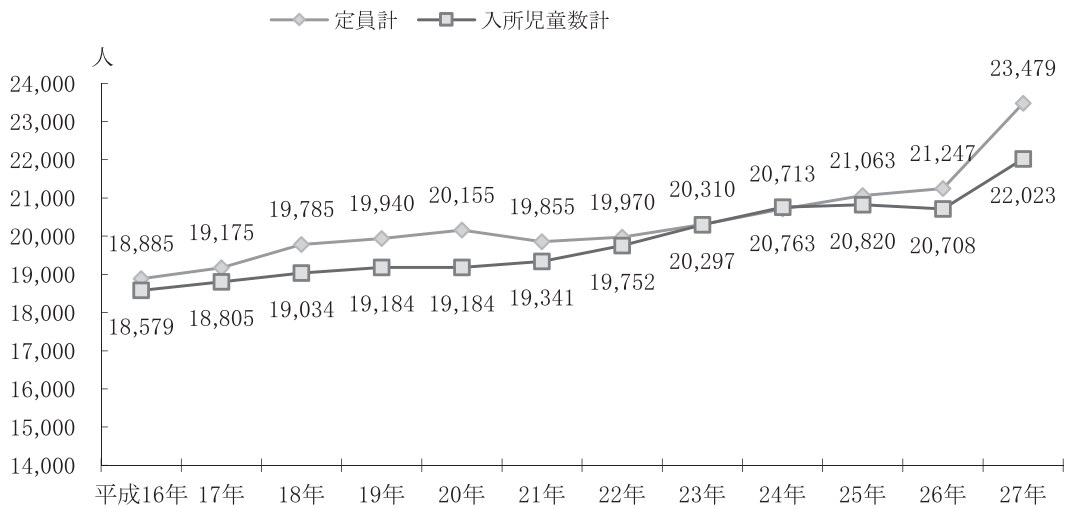


注) *事業所規模30人以上
 *調査対象事業所は、おおむね3年ごとに抽出替え(事業所の入れ替え)を行っている。
 *H24年1月分調査の際、抽出替えを行っている。

資料: 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」

参考資料

図表10 保育所等入所定員と入所児童数（佐賀県）



注) 各年4月1日現在

注) 平成27年から保育所及び幼保連携型認定こども園の合計入所児童数

資料: 厚生労働省「福祉行政報告例」

5 暴力の多様化

図表 1 1 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況（佐賀県）

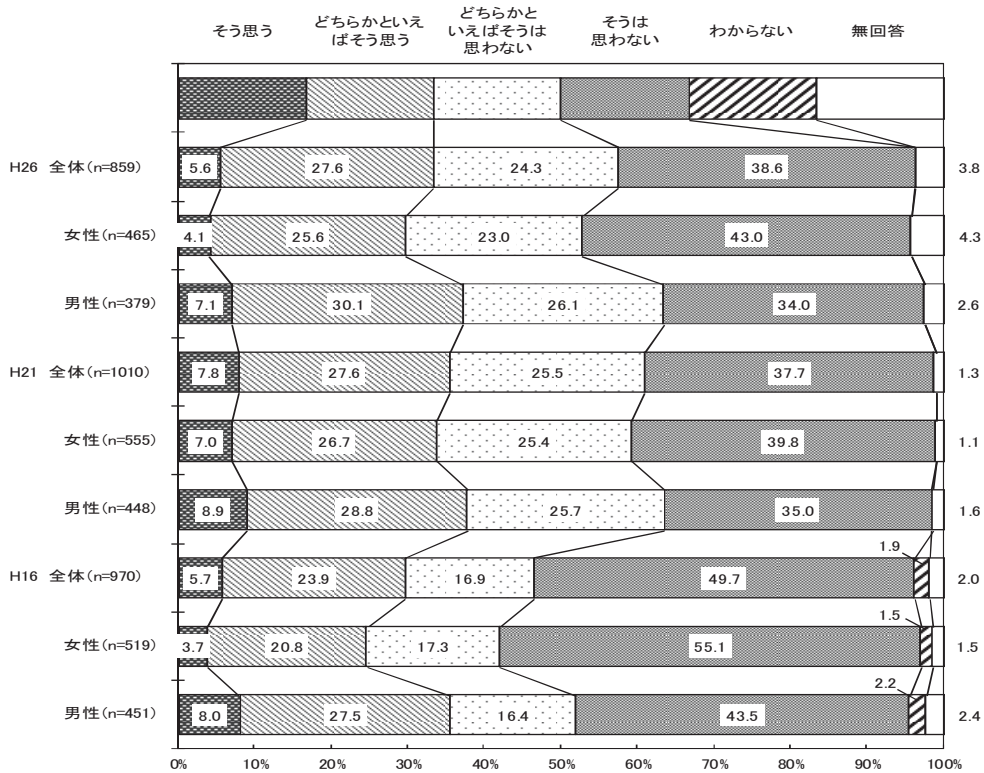
	件数	被害者の年齢							加害者との関係				
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	配偶者			離婚済	交際相手
									届出あり	届出なし	届出有無不明		
平成16年度	1,143	4	151	409	320	114	124	21	1,021	50	9	63	
17年度	1,302	13	192	420	369	104	73	131	1,015	89	4	104	
18年度	1,074	11	253	444	131	88	58	89	886	81	15	92	
19年度	993	0	289	250	210	111	27	106	826	62	5	100	
20年度	1,465	6	252	441	359	121	93	193	1,233	81	2	149	
21年度	2,008	13	258	886	394	170	91	196	1,723	125	1	159	
22年度	1,818	11	266	693	454	170	58	166	1,486	173	1	158	
23年度	1,799	2	306	523	471	221	70	206	1,491	57	16	156	79
24年度	1,519	13	163	457	448	175	89	174	1,248	50	1	163	57
25年度	1,557	18	205	367	484	202	100	181	1,222	38	18	201	78
26年度	1,204	4	124	387	276	136	150	127	961	55	0	129	59

資料:佐賀県母子保健福祉課、男女参画・県民協働課調べ

県民意識の変化（「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果）

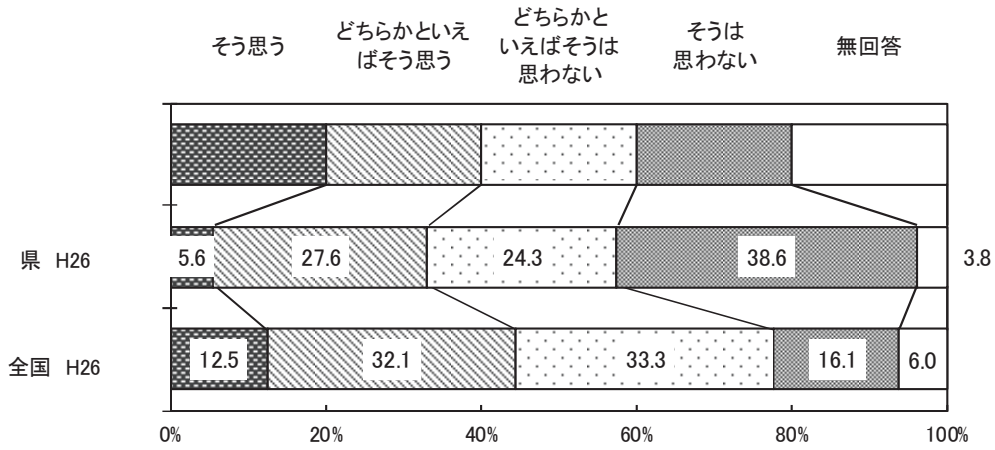
1 結婚・家庭について

図表 1 2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別役割分担意識について



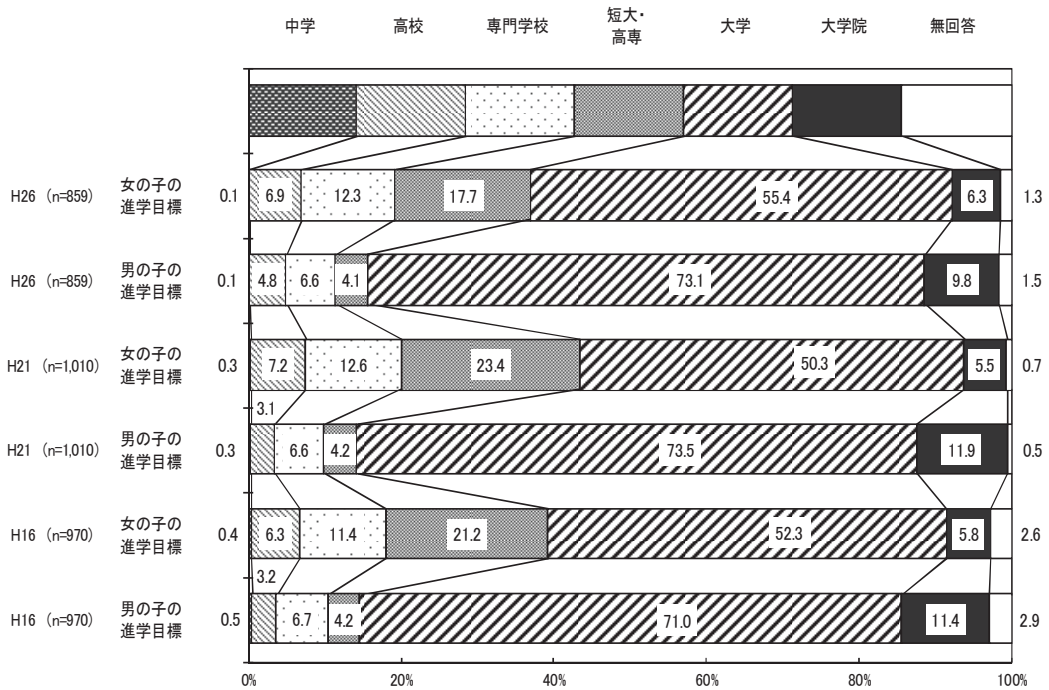
※「わからない」：H21調査、H26調査には選択肢なし

図表13 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別役割分担意識について：全国調査との比較



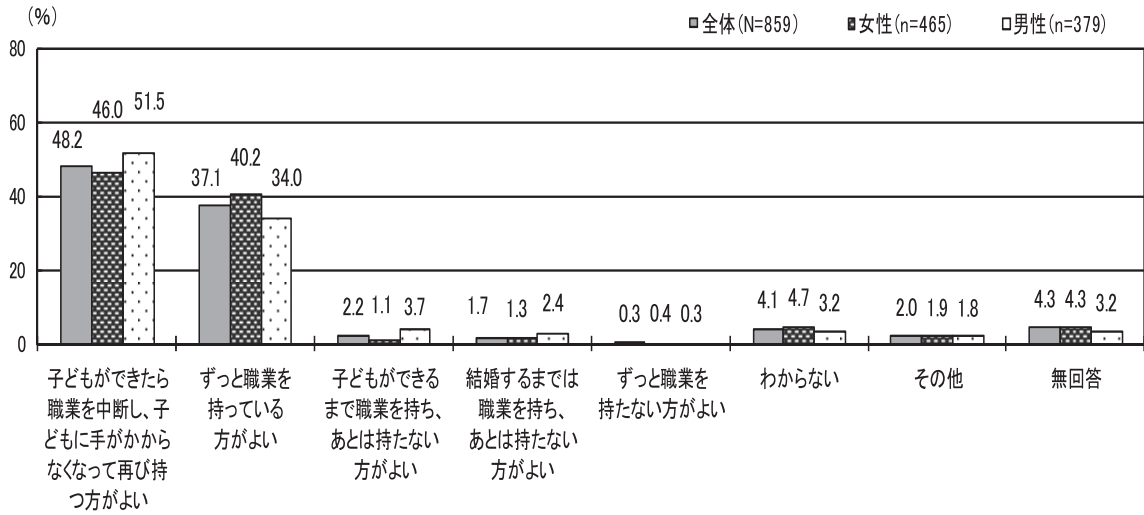
2 子育てと教育について

図表14 子どもの進学目標

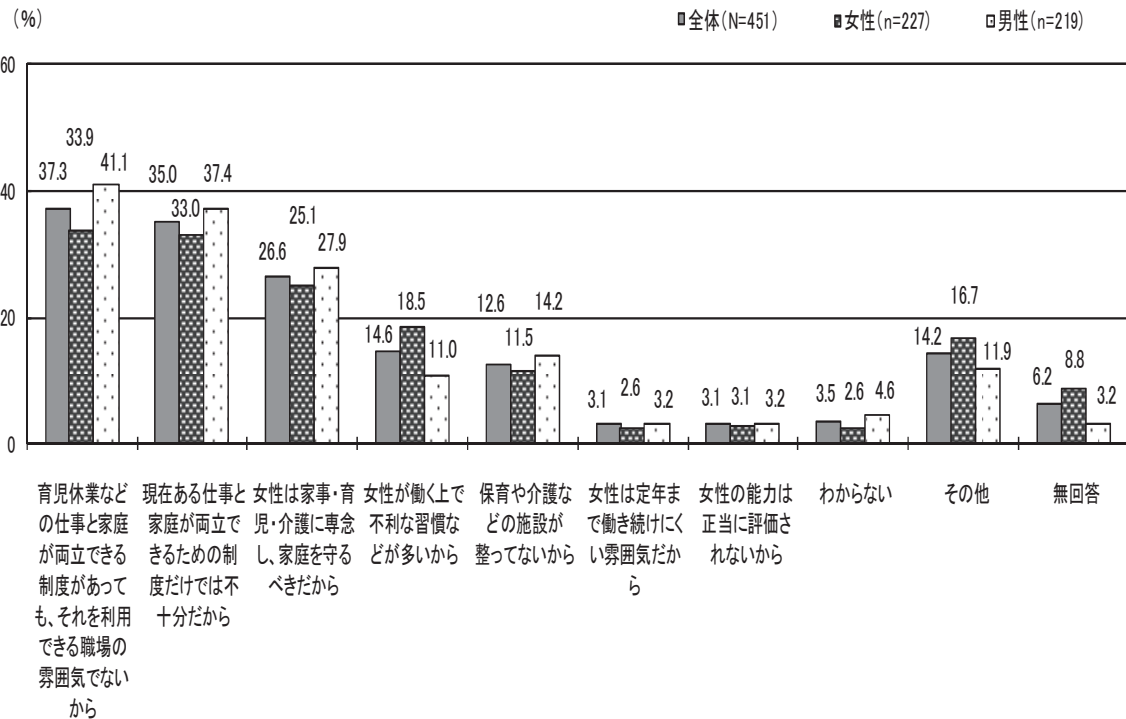


3 職業について

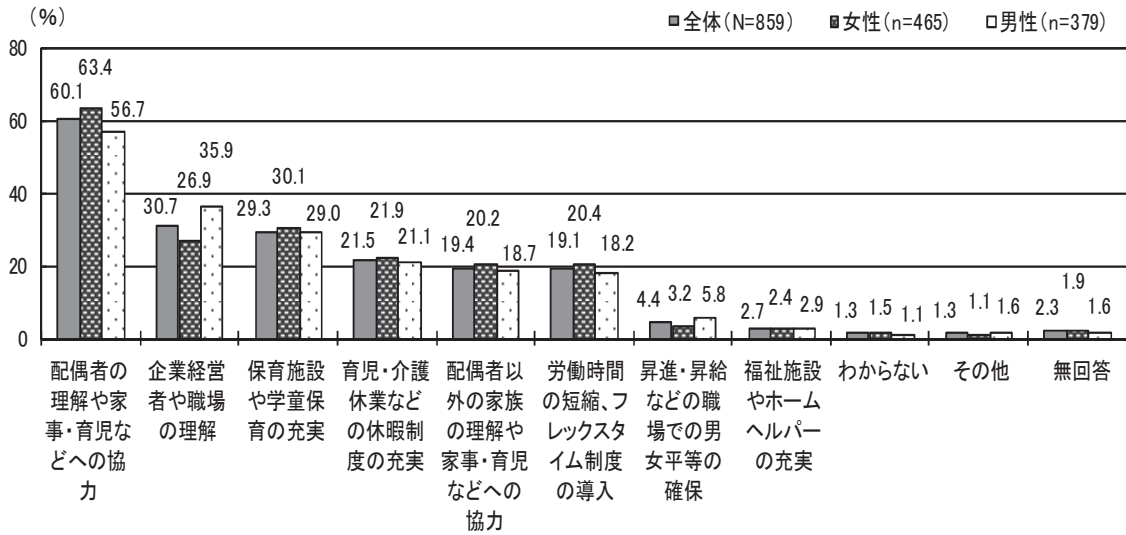
図表 15 女性の就業について



図表 16 女性が職業を持たない方がよいと思う理由

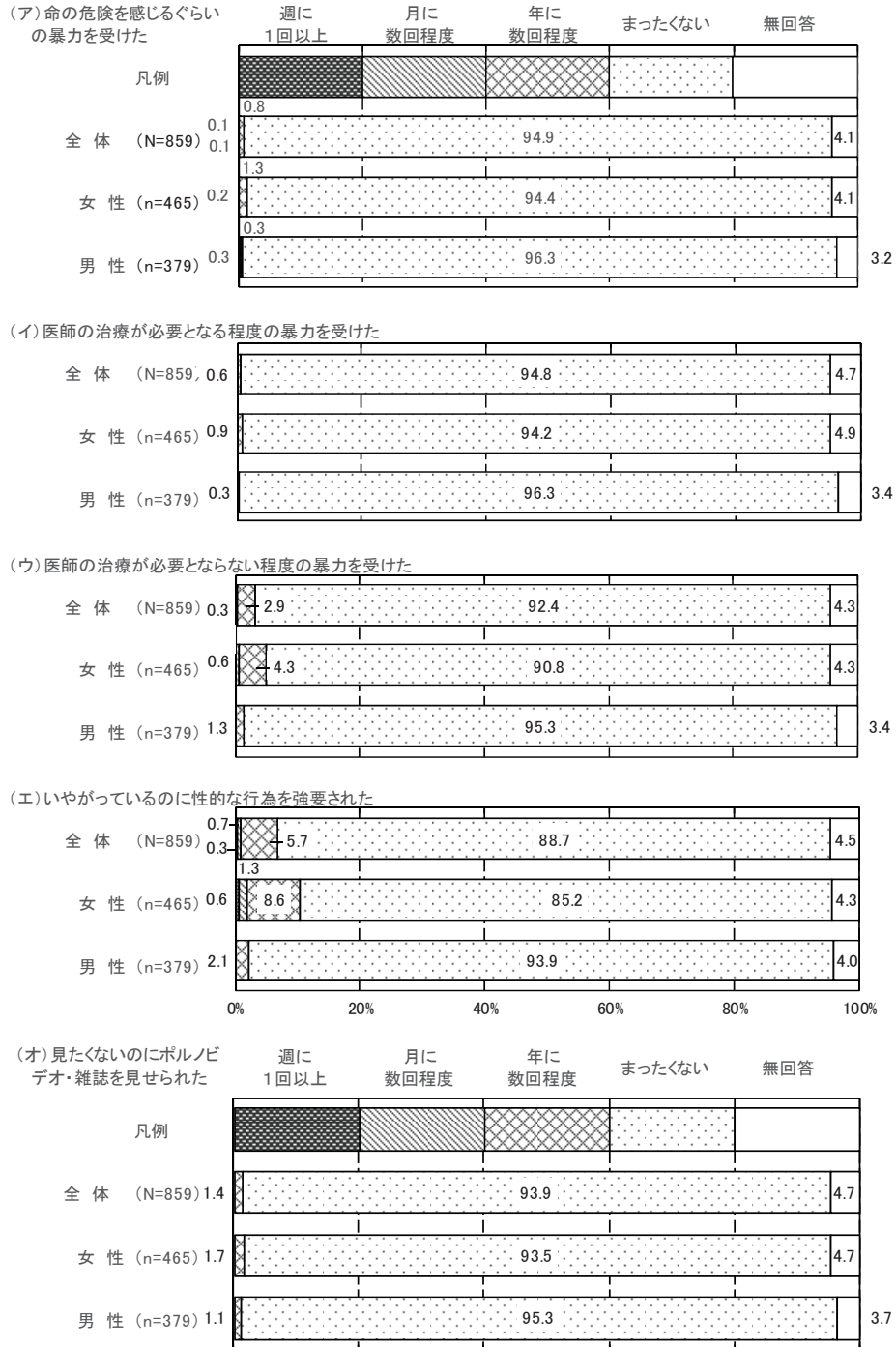


図表17 女性が結婚後、出産後の就業継続に必要なこと

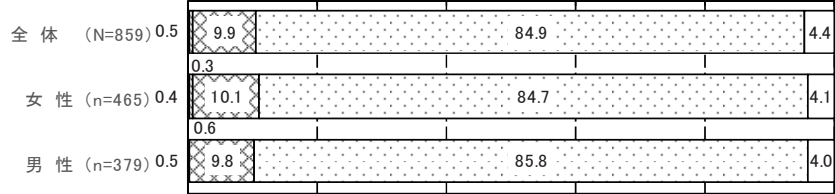


4 男女の人権等について

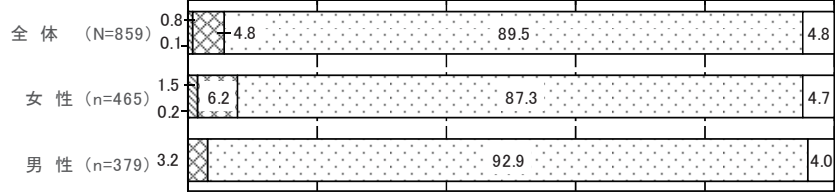
図表 18 配偶者や恋人からの暴力を受けた経験について



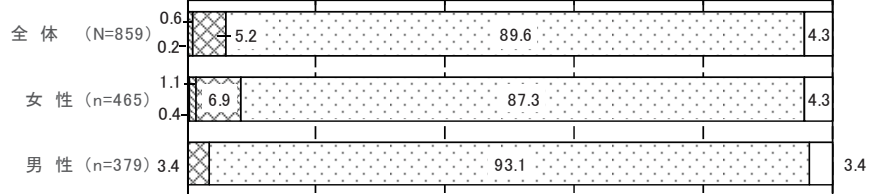
(カ)何を言っても無視され続けた



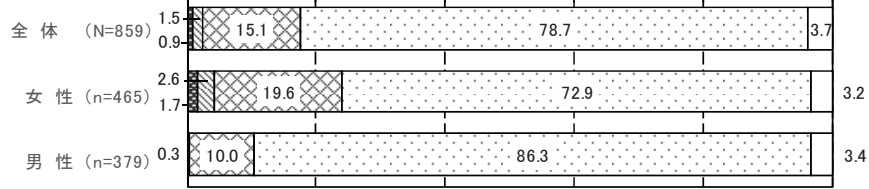
(キ)交友関係や電話を細かく監視された



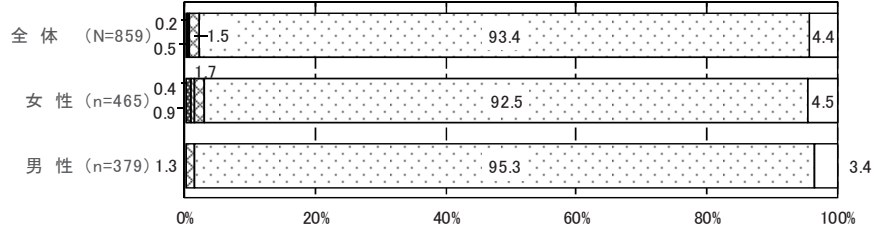
(ク)「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言われた



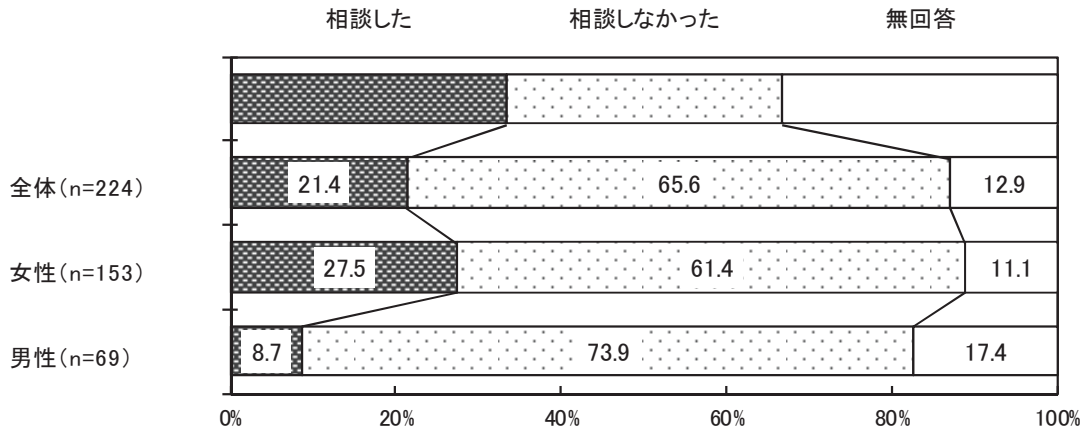
(ケ)大声でどなられたり、暴言を吐かれた



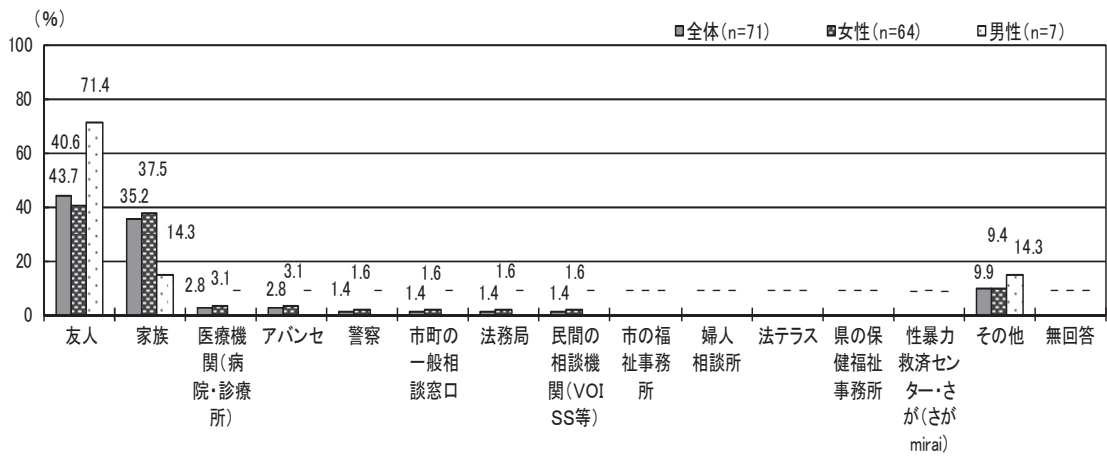
(コ)生活費を渡さないなど、経済的におさえつけられた



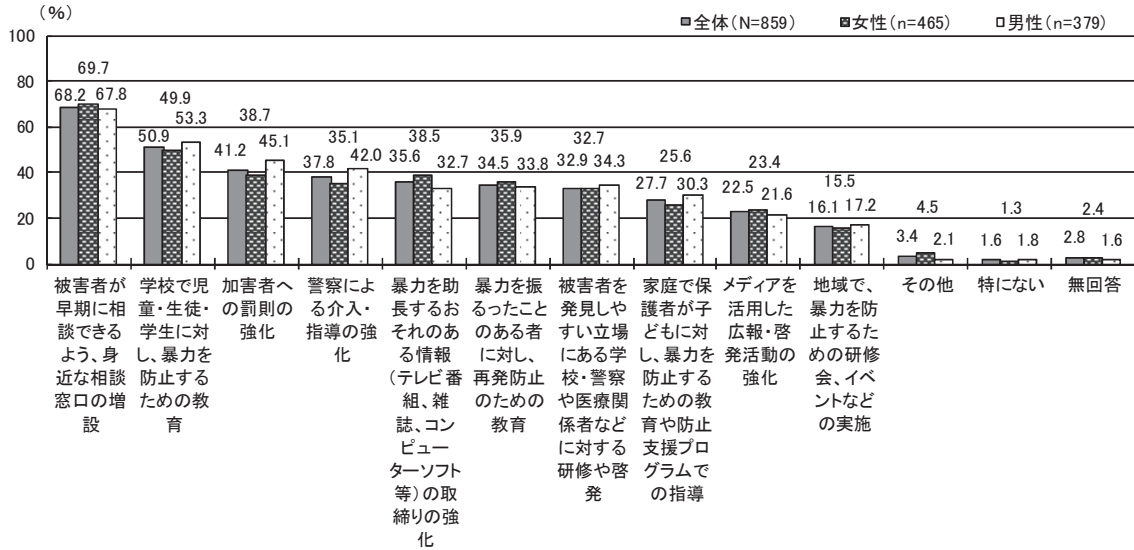
図表19 暴力を受けたときの相談状況



図表20 暴力を受けたときの相談先

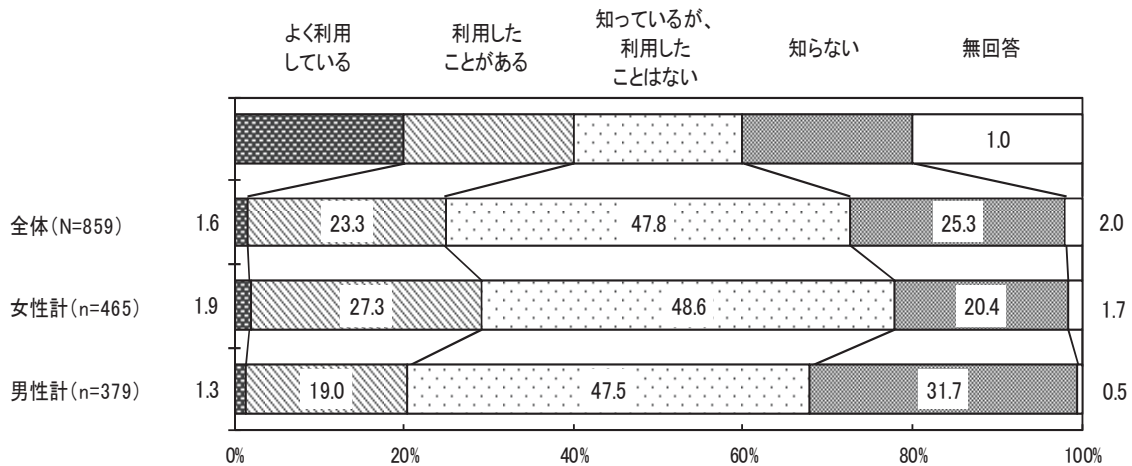


図表21 男女間における暴力をなくすためにはどうしたらよいと思うか

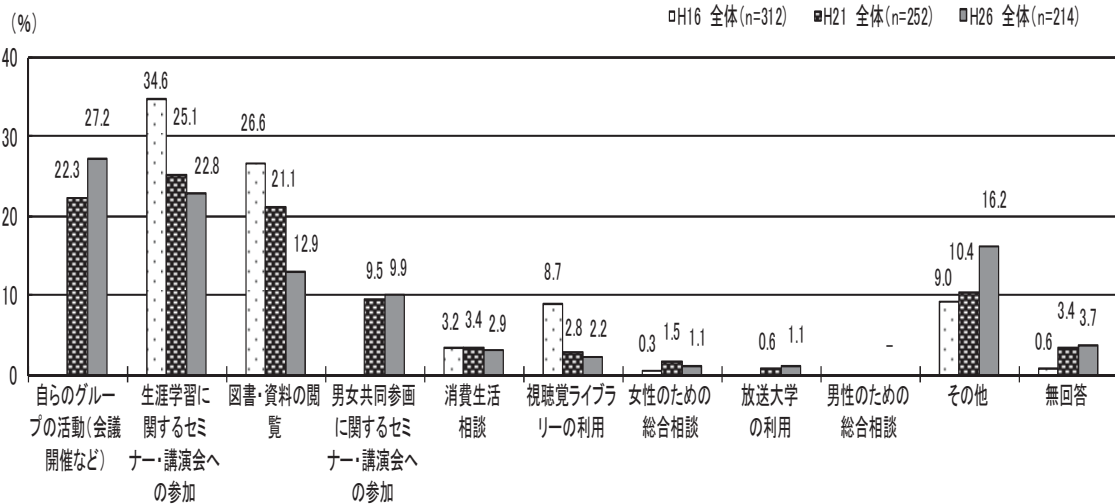


5 県立男女共同参画センター「アバンセ」について

図表22 アバンセの利用状況

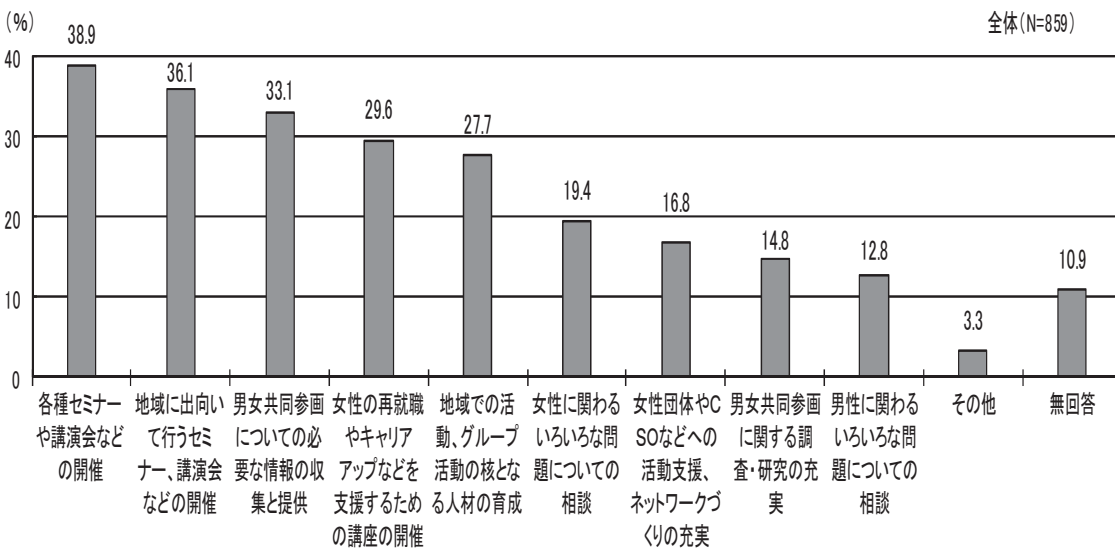


図表23 アバンセの利用目的



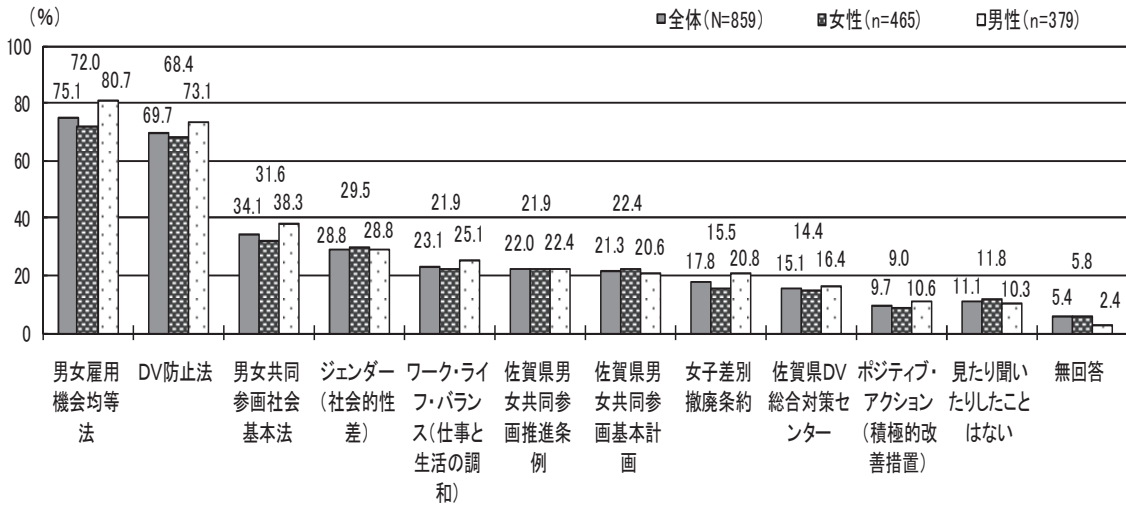
※『自らのグループの活動(会議開催など)』『男女共同参画に関するセミナー・講演会への参加』:H16調査には選択肢なし
 ※『男性のための総合相談』:H16、H21調査には選択肢なし

図表24 アバンセに期待する役割

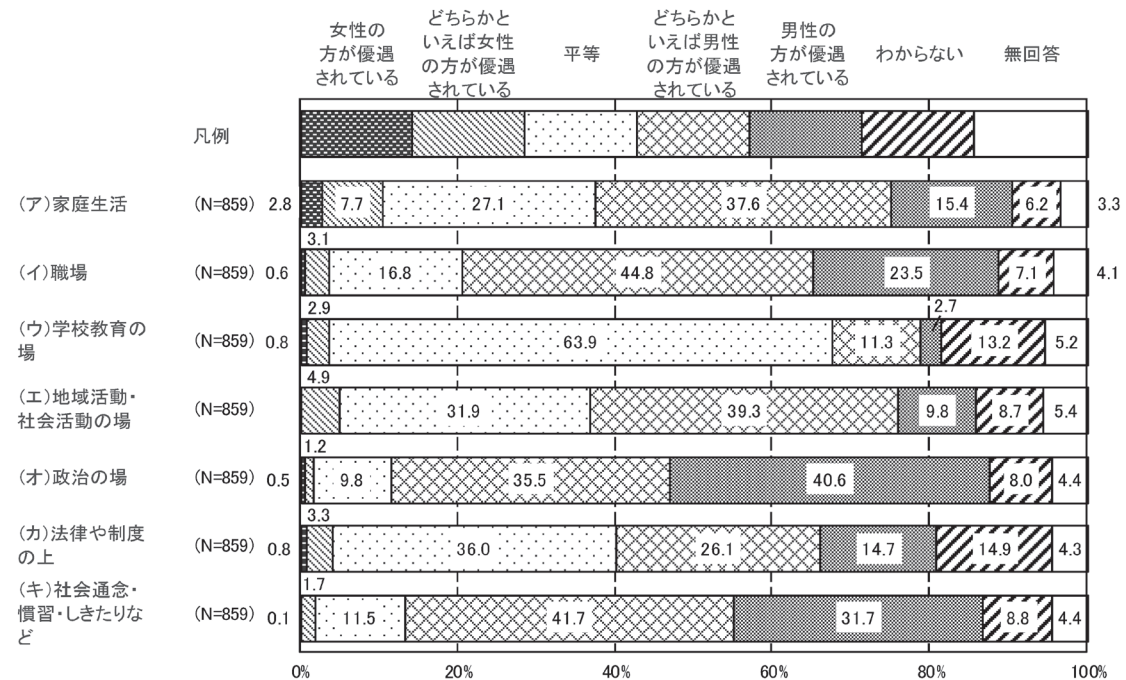


6 男女共同参画社会について

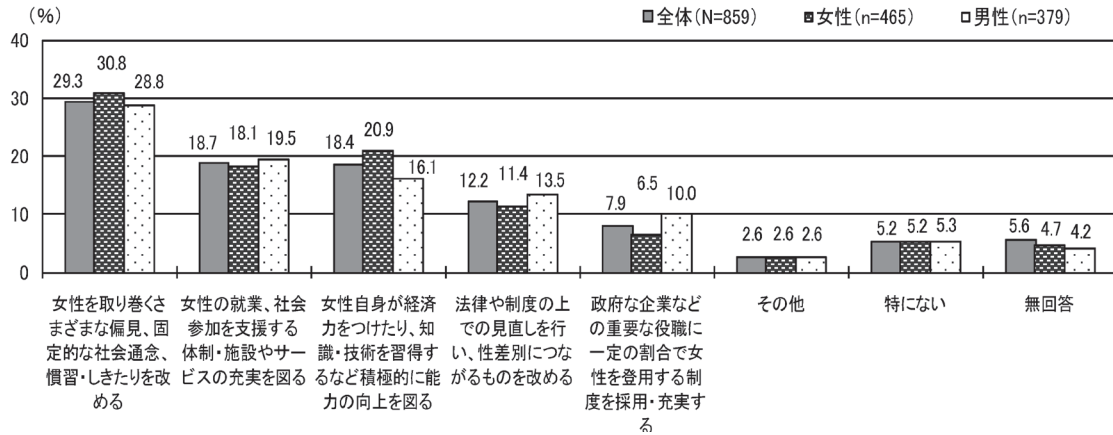
図表25 男女共同参画社会の実現に向けて認知している関連用語



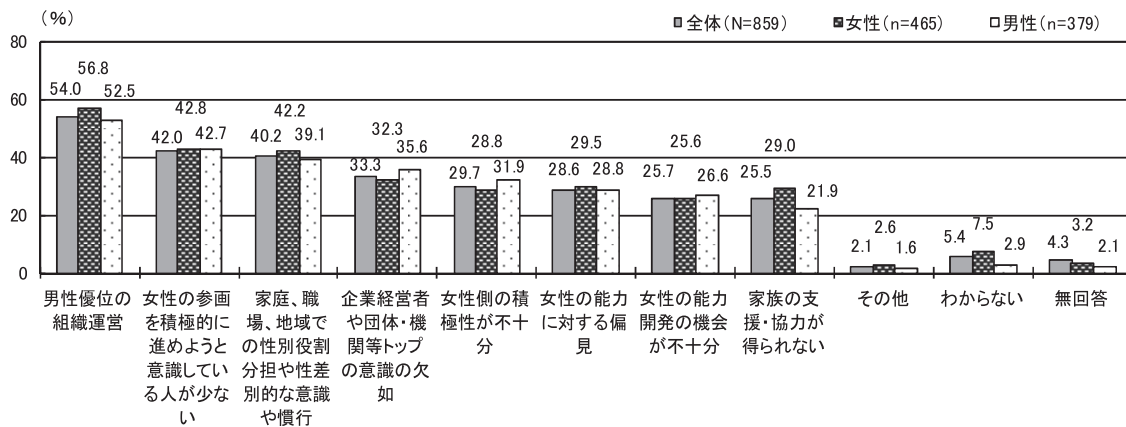
図表26 各分野での男女の地位の平等感



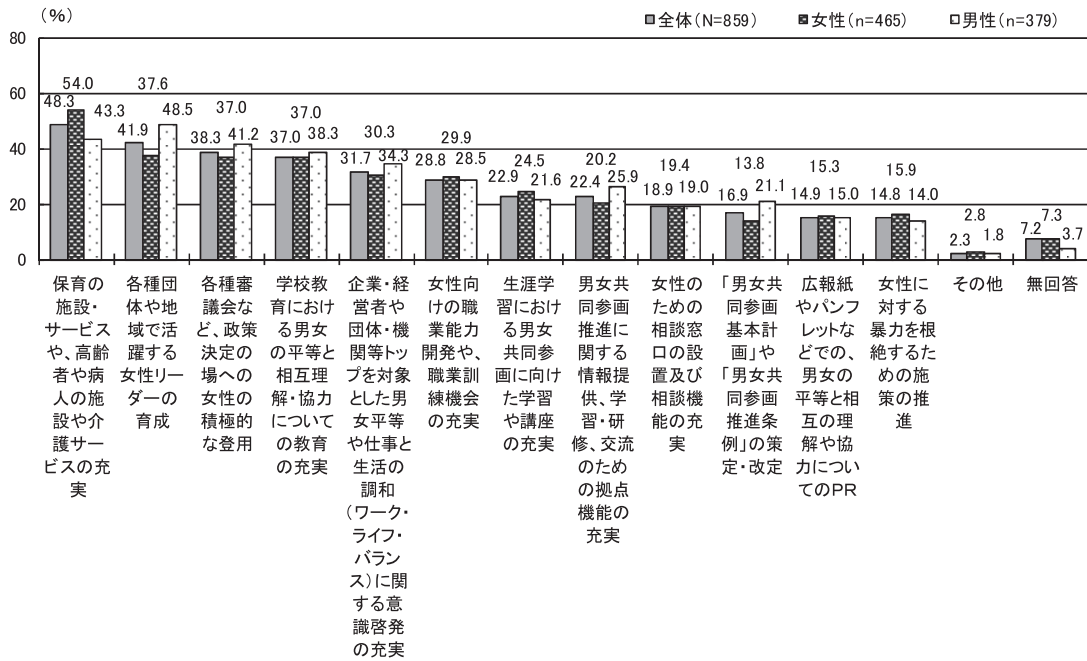
図表27 あらゆる分野でもっと平等となるために最も重要だと思うこと



図表28 企画や方針決定の場に女性の参画が少ない理由



図表29 県や市町に対する男女共同参画社会づくりにおける要望





附属資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 佐賀県男女共同参画推進条例
- 3 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）
- 3 佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿
- 4 第4次佐賀県男女共同参画基本計画策定の経過
- 5 男女共同参画基本計画基本方向の推移

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条－第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下

「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、会議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策の策定に必要な調査研究を促進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

- 1 略

- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

佐賀県男女共同参画推進条例（平成13年10月9日公布佐賀県条例第42号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条～第17条）

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会（第18条～第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

男女は、すべての人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互い人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力ある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力

するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人もあらゆる場において男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（県民等の理解を深めるための措置）

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

（事業者の報告）

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。（表彰）

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

（市町及び県民に対する支援）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究等）

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

（相談の処理等）

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

（男女共同参画推進員の設置）

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

（推進体制の整備等）

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（附属機関等における積極的改善措置）

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（年次報告）

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会

（設置）

第18条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第19条 審議会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（会長）

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第21条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験者のある者の出席を求め、

その意見を聴くことができる。

（幹事）

第22条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

（庶務）

第23条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。

第4章 雑 則

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

（佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止）

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例（平成2年佐賀県条例第14条）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第74号）

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

男女共同参画の推進のあゆみ（年表）

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1945年 (S20)	国際連合誕生		
1946年 (S21)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立 日本国憲法公布	
1953年 (S28)			婦人問題対策審議会設置
1967年 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972年 (S47)	1975年を国際婦人年とすることを宣言		
1975年 (S50)	国際婦人年(目標:平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立(昭和51年施行)	唐津市に「働く婦人の家」設置
1976年 (S51)	「国際婦人の十年始まる」(1985年まで)	「民法等の一部を改正する法律」 (離婚後復氏制度)の施行	
1977年 (S52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館	長期総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1978年 (S53)			婦人の地位を高める県民大会開催
1979年 (S54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		有明町に「農村婦人の家」設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1980年 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	伊万里市に「農村婦人の家」設置 県福祉生活部に青少年婦人課設置 国連婦人の十年推進県民大会開催
1981年 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」発表	牛津町に「農村婦人の家」設置
1982年 (S57)			内職相談センターが婦人就業援助センターとなる 80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1983年 (S58)			上峰町に「農村婦人の家」設置
1984年 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議(ナイロビ)のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京)	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立(昭和60年施行)	婦人の生活実態と意識に関する調査を実施 広報誌「さかの女性」発刊
1985年 (S60)	「国連婦人の十年」最終年 ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権の確立(国民年金法改正/昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置 国連婦人の十年最終年記念県大会開催 婦人海外派遣「婦人の翼」開始
1986年 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	県婦人団体連絡協議会設置 鹿島市に「農村婦人の家」設置
1987年 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (S63)			青少年婦人課に婦人係設置 佐賀県長期構想に男女共同参加の社会づくりを盛り込む
1989年 (H元)			西有田町に「働く婦人の家」設置 「女性の生活と意識に関する実態調査」を実施

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1990年 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国内行 動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン21」策定 婦人問題対策審議会が女性問題審 議会となる
1991年 (H3)		「西暦2000年に向けての新国内行 動計画（第1次改定）」策定	「男女共同参加の社会をつくるた めの県民意識調査」を実施
1992年 (H4)	環境と開発に関する国連会議（地 球サミット／リオデジャネイロ） 「アジェンダ21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライ ン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置
1993年 (H5)	国連世界人権会議（ウィーン） 国連総会「女性に対する暴力の撤 廃に関する宣言」採択	第4回世界女性会議日本国内委員 会設置「短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始 佐賀県新総合計画策定
1994年 (H6)	「開発と女性」に関する第2回アジ ア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）	男女共同参画室、男女共同参画審 議会、男女共同参画推進本部設置	
1995年 (H7)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度 の法制化）	佐賀県立女性センター（アバンセ） オープン（3月） 女性問題審議会に「さが女性プラ ン21」改定について諮問
1996年 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策 定	「さが女性プラン21（改訂版）」策 定（2月） 県民生活課に女性企画室を設置
1997年 (H9)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催（参議院50周年記念）	「男女共同参画社会づくりのための 県民意識調査」を実施 日韓海峡沿岸地域振興団体（女性 団体）交流支援事業開始（～平成 12年）
1998年 (H10)		男女共同参画審議会から「男女共 同参画社会基本法－男女共同参画 社会を形成するための基礎的条件 づくり－」を答申	
1999年 (H11)	エスカップハイレベル政府間会議 （バンコク）	改正育児・介護休業法施行 改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布、 施行 「食料・農業・農村基本法」公布・ 施行（女性の参画の促進を規定） 男女共同参画審議会から「女性に 対する暴力のない社会を目指して」 答申	女性企画室が男女共同参画室とな る 女性問題審議会が男女共同参画推 進審議会となる 女性行政推進会議が男女共同参画 推進会議となる
2000年 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」 （ニューヨーク）	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同 参画週間について」決定	男女共同参画推進審議会に「男女 共同参画社会の形成の促進に関す る施策の基本的な方向」について 諮問
2001年 (H13)		内閣府に男女共同参画局、男女共 同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部「女性国家 公務員の採用・登用等の促進につ いて」 「女性に対する暴力をなくす運動」 について決定 第1回男女共同参画週間閣議決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針 について」	「佐賀県男女共同参画基本計画」策 定 男女共同参画室から男女共同参画 課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施 行

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2002年 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」を設置 佐賀県立女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に位置付ける 「佐賀アジア女性フォーラム」開催
2003年 (H15)	国連女子差別撤廃委員会第29会期において、日本の第4、5回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議	男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化対策基本法」公布	
2004年 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「佐賀県DV総合対策会議」及び「佐賀県DV総合対策センター」を設置 「佐賀アジア女性フォーラム2004」開催 「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を実施
2005年 (H17)	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」改定	「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設
2006年 (H18)			「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定 「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定
2007年 (H19)		「雇用機会均等法」（H18.6改正）施行	「2007男女共同参画フォーラム in さか」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」を策定
2008年 (H20)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正、施行	
2009年 (H21)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	「育児介護休業法」改正	「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2010年 (H22)	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）を開催（ニューヨーク） UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の発足が決定 日本で初めてAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合を開催	「育児介護休業法」（H21.6改正）原則施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表
2011年 (H23)	「APEC女性と経済サミット」を開催（サンフランシスコ）	配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」開設	「佐賀県男女共同参画基本計画（2011-2015）」を策定
2012年 (H24)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（サンクトペテルブルク）	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（働く「なでしこ」大作戦）決定	性暴力被害者支援モデル事業を開始
2013年 (H25)	「APEC女性と経済フォーラム」を開催（パリ）	「なでしこ銘柄」の選定 日本再興戦略で「女性の活躍」を推進 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）」を策定

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2014年 (H26)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催（北京）	“女性の活躍「見える化」サイト”を開設 すべての女性が輝く社会づくり本部を設置	「女性の活躍推進佐賀県会議」を設置 「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定 「輝く女性応援会議 in 佐賀」を開催 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2015年 (H27)	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）を開催（ニューヨーク） 国連防災世界会議（仙台市） 「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「女性の活躍推進佐賀県会議」との共催で「女性の活躍推進フォーラム」開催 「佐賀県イクメン講座キックオフフォーラム」開催
2016年 (H28)			「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」策定（「佐賀県女性活躍推進計画」含む。）

佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿

任期：平成27年3月27日～平成29年3月26日

	氏名	所属
	1 大草 みず穂	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 女性委員会 幹事
◎	2 北川 慶子	聖徳大学 心理・福祉学部 教授
	3 草場 真智子	公募委員
	4 小林 哲也	佐賀市子育て支援センター利用者
	5 志田 正典	佐賀県医師会 専務理事
	6 飯盛 清彦 (前任) 下川 雅彦 (後任)	佐賀県小中学校校長会 副会長
	7 副島 泉	特定社会保険労務士
	8 高井 誠	株式会社佐賀新聞社 編集局 次長兼生活文化部長
	9 田口 香津子	佐賀女子短期大学 こども学科 教授
	10 田坂 茜	佐賀県弁護士会
	11 中島 秀樹	株式会社佐賀銀行 人事企画部主任調査役
	12 中西 雪夫	佐賀大学 文化教育学部 教授
	13 庭木 朝子	ひとひとネット武雄 事務局長
	14 橋口 佳代子	橋口電機株式会社 代表取締役社長
	15 福成 有美	株式会社アテンド 代表取締役社長
○	16 福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事
	17 藤井 良重	特定非営利活動法人 佐賀県放課後児童クラブ連絡会 事務局長
	18 三根 由紀子	佐賀県女性農村アドバイザー会 幹事
	19 山口 昭徳	公募委員
	20 山崎 和子	佐賀県女性団体連絡協議会 会長

※ 50音順 敬称略
◎は会長、○は会長代理

「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」策定の経過

2014年（平成26年度） 5月23日	平成26年度 第1回審議会
10月25日～11月14日	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」実施
2015年（平成27年） 3月23日	平成26年度 第2回審議会
2015年（平成27年） 5月25日	平成27年度 第1回審議会
6月11日	第1回審議会ワーキンググループ
6月中旬	庁内調整（1回目）
7月17日	第2回審議会ワーキンググループ
8月7日	第3回審議会ワーキンググループ
8月27日	第4回審議会ワーキンググループ
8月中旬	庁内調整（2回目）
9月9日	平成27年度 第2回審議会
11月中旬	庁内調整（3回目）
11月下旬	議会説明
12月7日～12月28日	パブリック・コメント
12月18日～12月25日	地域（ネットワーク、関係団体、市町）との意見交換（県内5箇所）
2016年（平成28年） 2月10日	平成27年度 第3回審議会
3月	策定・公表

男女共同参画基本計画 基本方向体系の推移

	第1次計画（平成13年度～平成22年度）	第2次計画（平成18年度～平成22年度）	第3次計画（平成23年度～平成27年度）	第4次計画（平成28年度～平成32年度）
副題			すべての人が自分らしく輝くために	すべての人が自分らしく豊かに生きるために
基本理念	1 男女の人権の尊重 2 社会における制度又は慣行についての配慮 3 政策等の立案及び決定への共同参画 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 5 国際的協調	1 男女の人権の尊重 2 社会における制度又は慣行についての配慮 3 政策等の立案及び決定への共同参画 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 5 国際的協調	1 男女の人権の尊重 2 社会における制度又は慣行についての配慮 3 政策等の立案及び決定への共同参画 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 5 国際的協調	1 男女の人権の尊重 2 社会における制度又は慣行についての配慮 3 政策等の立案及び決定への共同参画 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 5 国際的協調
基本方向・重点目標	(基本方向1) 男女平等の視点に立った意識改革と社会システムの構築 重点目標 ①政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進 ②男女平等意識の確立と男女共同参画の視点の反映 ③男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ④国際的協調等の推進	(基本方向1) 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり 重点目標 ①男女共同参画の意識づくり ②男女平等教育の推進 ③女性に対する暴力の根絶 ④生涯を通じた健康支援	(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり 重点目標 ①男女共同参画の意識の形成 ②幼少期からの男女共同参画の意識形成	(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり 重点目標 ①男女共同参画の意識の形成 ②幼少期からの男女共同参画の意識形成
	(基本方向2) 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現 重点目標 ⑤雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ⑥農林漁業及び商工自営業における労働環境の整備 ⑦職業生活と家庭・地域生活の両立支援のための環境整備 ⑧高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	(基本方向2) 男女がともに参画する地域社会の実現 重点目標 ⑤政策・決定方針過程への男女の同等な参画の推進 ⑥雇用の場における男女共同参画の推進 ⑦農林漁業及び商工自営業における労働環境の整備 ⑧女性のチャレンジと能力開発の支援 ⑨地域社会やCSOにおける男女共同参画の推進	(基本方向2) 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援 重点目標 ③男女間のあらゆる暴力の根絶 ④生涯を通じた男女の健康支援	(基本方向2) 安全・安心に暮らすことのできる社会づくり 重点目標 ③男女間のあらゆる暴力の根絶 ④生涯を通じた男女の健康支援 ⑤生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	(基本方向3) 個人の尊厳の確立 重点目標 ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑩生涯を通じた健康支援 ⑪メディアにおける人権の尊重	(基本方向3) 男女の豊かな生き方を支える環境づくり 重点目標 ⑩仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり ⑪子育てや介護を支え合う環境づくり ⑫安全・安心の環境づくり ⑬だれもが自立し豊かに暮らせる環境づくり	(基本方向3) 女性が活躍し、活力のある社会づくり 重点目標 ⑤女性人材の育成と経済的な地位の向上 ⑥政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり 重点目標 ⑥女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革 ⑦政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ⑧仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり
				(基本方向4) 男女がともに参画し、多様な生き方を選択できる社会づくり 重点目標 ⑦仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり ⑧家庭・地域における男女共同参画の実践促進
数値目標		①各種審議会等への女性委員の登用促進(40%以上) ②国内版 GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）の佐賀県順位の上昇 ③男女共同参画基本計画策定市町数（全市町）	①性別によって役割を固定する考え方に同意する県民の割合（30%未満） ②DV被害者支援基本計画策定市町数（全市町） ③市町の審議会等における女性委員の割合の平均(30%以上) ④さが子育て応援宣言企業登録事業所数(300事業所)	①性別によって役割を固定する考え方に同意する県民の割合(30%未満) ②DV予防教育等講師養成講座受講者数(45人) ③性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践する学校の割合(100%) ④児童扶養手当全部支給者の割合(43%) ⑤生活困窮者自立支援法に基づき作成したプランの目標達成者の割合(30%) ⑥生活支援コーディネーター配置数(62人) ⑦365日対応できる障害者のための総合相談窓口の整備数(12箇所) ⑧女性の大活躍推進佐賀県議会議員登録数(120事業所) ⑨市町の審議会等における女性委員の割合の平均(30%以上) ⑩年次有給休暇の取得率(70%) ⑪法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数(70事業所) ⑫子育て応援宣言事業所登録数(470事業所)

附属資料

第4次佐賀県男女共同参画基本計画

発行 平成28年3月

編集 佐賀県くらし環境本部
男女参画・県民協働課

佐賀県 暮らし環境本部 男女参画・県民協働課

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL:0952-25-7062 FAX:0952-25-7338

URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>

E-mail:danjo-kenmin@pref.saga.lg.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています。

